

平成28年第3回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 1号

日時 平成28年 9月 2日(金曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

- | | | |
|------|---------|----------------------------------|
| 日程 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程 2 | | 会期の決定について |
| 日程 3 | | 諸般の報告 |
| 日程 4 | | 行政報告 |
| 日程 5 | 議案第 68号 | 鹿追町企業振興条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 6 | 議案第 69号 | 平成28年度鹿追町一般会計補正予算(第5号)について |
| 日程 7 | 議案第 70号 | 平成28年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程 8 | 議案第 71号 | 平成28年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程 9 | 議案第 72号 | 平成28年度鹿追町下水道特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程10 | 議案第 73号 | 平成28年度鹿追町介護保険特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程11 | 議案第 74号 | 然別湖畔浄化センター機器更新工事請負契約について |
| 日程12 | 認定第 1号 | 平成27年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程13 | 認定第 2号 | 平成27年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程14 | 認定第 3号 | 平成27年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程15 | 認定第 4号 | 平成27年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認 |

定について

- 日程16 認定第 5号 平成27年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算
認定について
- 日程17 認定第 6号 平成27年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算認定について
- 日程18 認定第 7号 平成27年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入
歳出決算認定について
- 日程19 認定第 8号 平成27年度北十勝消防事務組合一般会計歳入歳出
決算認定について
- 日程20 議員の派遣について

2 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

3 出席議員（11名）

- | | | |
|-------------|-------------|------------|
| 1番 山口 優子議員 | 2番 武藤 敦則議員 | 3番 畑 久雄議員 |
| 4番 台蔵 征一議員 | 5番 加納 茂議員 | 6番 上嶋 和志議員 |
| 7番 川染 洋議員 | 8番 狩野 正雄議員 | 9番 吉田 稔議員 |
| 10番 安藤 幹夫議員 | 11番 埴渕 賢治議員 | |

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 吉田 弘志
農業委員会会長 櫻井 公彦
教育委員会教育長 大井 和行
代表監査委員 野村 英雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松本 新吾

総務課長	喜井知己
企画財政課長	渡辺利信
町民課長	島かおる
農業振興課長	菅原義正
建設水道課長	津田祐治
商工観光課長	西科伸之
兼ジオパーク推進室長	
福祉課長	佐々木康人
瓜幕支所長	檜山敏行
病院事務長	菊池光浩
子育てスマイル課長	浅野富夫
消防署長	内海卓実
会計管理者	松井裕二
総務課総務係長	武者正人
企画財政課財政係長	佐藤裕之

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	大前健也
社会教育課長	浅野悦伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長	櫻庭力
------	-----

9 議会事務局職員出席者

事務局長	黒井敦志
書記	坂井克巳

平成28年 9月 2日（金曜日）午前10時00分 開議

○議長（埴淵賢治）

ただいまから平成28年第3回鹿追町議会定例会を開催します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程1 会議録署名議員の指名

○議長（埴淵賢治）

日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番、山口優子議員、2番、武藤敦則議員を指名します。

日程2 会期の決定について

○議長（埴淵賢治）

日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会は、本日から9月21日までの20日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本定例会は、本日から9月21日までの20日間とすることに決定しました。

日程3 諸般の報告

○議長（埴淵賢治）

日程3、諸般の報告を行います。議長としての報告事項は、印刷してお手元に配布のとおりであります。内容をご覧の上、ご了承願います。次に、監査委員から5月分、6月分、7月分の出納検査報告書が提出されました。鹿追町長から平成27年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についての報告書が提出されました。鹿追町教育委員会教育長からは、平成27年度鹿追町教育委員会の施策、事業の評価調書が提出されました。それぞれ、その写しをお手元に配布してありますのでご参照ください。これで諸般の報告を終わります。

日程4 行政報告

○議長（埴淵賢治）

日程4、行政報告を行います。吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

平成28年第3回鹿追町議会定例会が開催されるにあたりまして、行政の諸般について

ご報告を申し上げます。8月4日、28年度北海道国営農地再編整備事業推進連絡協議会の総会が開催をされたところであります。この再編については全道18カ町村、21カ所の農地再編が今、実施をされているわけでありまして、ここに参加をしている町村長、あるいは土地改良関係の方々のお集まりをいただいている総会であります。この前段において国に対して委員会としての再編の予算等々の確保についての要望、事業を行なっているところでありまして、この総会には70名等々が参加をいただきまして、開発建設部の農業、漁業、水産部長等々の参加をいただいている開催でございました。今後につきましては、今、申し上げたように新しい参加の町村、意向を持っている町村がある中で、どう予算の拡大を図っていくかということでありまして、国の方法としては再編については毎年1カ所ないし2カ所ぐらいを増やしていくと同時に、今現在、参加をしている町村が卒業というか、完了する町村が出たその数ぐらいをですね、加えていこうということでありまして。本町については後2年、ないし3年で終了する予定で、わけがありますけれども、これらが完成した後はですね、本町としては新たな地域を設定をして、なんとかつないでいこうということ今考えているところでありまして。これについては鹿追には住所は構えられているわけでありまして、このこともあることから開発としてもなんとかですね、事業をこれで終わらさないという方向での検討をしていこうと、ただいまの再編事業という形で継続ができるかどうかについては非常に厳しいものがあるけれども、他のものでできないかということですね、今、開発の方も検討いただいているところでありまして、私の町の方でもですね、地域、いろんな地域をどういうふうにしていくのかについても、さらに煮詰めていく必要があるだろうというふうに考えているところでありまして。8月の5日に柴田教育長と面談をいたしました。これは看護学校についての推進を一層図って欲しいということでありまして、教育長の方からは快い、スムーズな回答はなかったと、一層ですね、私はこのことについて鹿追の町の熱意、同時に十勝全土挙げての運動というふうに図っていきたいというふうに考えているところでありまして。8月の9日、農林水産省にまいりまして、内水面漁業についてのお願いと状況調査ということで行なってまいりました。これについてはあの今のチョウザメの養殖事業等々について、内水面漁業の予算があるという情報を得て、代議士の先生をとおしてですね、向こうの課長補佐と面会をして状況等について聞いてきたところでありまして、この内水面漁業といっても私どものような海とほとんど関係ない、そういう町での内水面ではなくて、今、漁業を営んでいる人たちの、そうした多角的な漁業というものを支援をする

という制度でありまして、なかなか思う通りのぴったりしたものはないというふうに言われてまいりました。あの漁業組合をつくって、そして補助金の確保ということになるわけでありまして、内水面、今のオショロコマ等々でも一応、組合をつくっているということで、これをですね、どうつくり上げてこれに適応させていくかについては、可能性は全くゼロということではありませんけれども、ほとんど私は難しいというふうに思っているところであります。しかし、なんらかの力でね、やられるものであればこれも考えていく一つの方策というふうに考えているところであります。8月に17日、職員の29年の採用試験を行いました。これは十勝町村会で統一試験を行なって、その合格者の中から順番を追ってですね、面接試験をやるわけでありまして、本町は非常にこのローテーション、順番にあまり不公平がないようにということで、やっておりますので、その順番からいくと現在は一番後ろの方であります。したがって、各町村、新しい新たな職業をですね、試験面接をして、そこに採用されたものについては除かれた残りの中から鹿追を目指した人たちが受験をしていただいたところでありまして、本年は13名が受験をしております、この中から4名の方をですね、29年度採用したいということで男3人、女1人と。この女性1人については学校図書関係の推進ということでの業務をやっていたらこうということで、学校での読書事業をさらに充実していきたいという考え方であります。8月の18日、叙勲受章者に係る顕彰状贈呈を行っております。これについては委員長以上の皆さん方にご参加をいただきましたけれども、本年は陸上自衛官の本間敏行氏、元議会議員である堀川昌廣氏、陸上自衛官である菅原和夫氏、議会議員であった小竹好太郎氏が瑞宝双光章、あるいは旭日双光章、また瑞宝・旭日単光章ということで受けておりまして、この方たちに対して本町としての顕彰状の贈呈を行なったところがございます。8月24日、北海道自衛隊を支える中央大会を東京で行われておりますが、私は行っていませんけれども、議会から、あるいは協力会、あるいは父兄会等々の皆さん方のご参加をいただいたところでありまして、帯広空港が飛ばないという状況の中で大変ご苦労されて行っていただきました。結果ですね、非常にあの北海道全体から250名の参加があったわけでありまして、国会議員の方々、あるいは防衛の制服組のトップの方々等々との面会等々の実現をしたということでありまして、23日の夜には町村長と陸僚長との懇親ということもあったようでありまして、鹿追としての役割、防衛に対する熱意、しっかりと示すことができたというふうに考えております。同時にですね、行った方々が台東区との、今、計画をしている展示会、あるいは舞妓さん、舞妓じゃないね。

あれは芸姑さんか。の、お出になっていただくことについての打ち合わせも同時にできていただいたところでございます。8月の27日に鹿追帯広会、帯広鹿追会の情報交歓が実施をされています。これはご案内のとおりパークゴルフを行なった後に交流会をしようということでもありますけれども、非常に意義のある時間だったというふうに思っております。最後にですね、台風10号に係る被害状況等々について少しお話をさせていただきますが、これにつきましては皆様方もご案内のとおりであります。本町としてもですね、想定外とは言いませんけれども、非常に強い雨の豪雨を受けてですね、各所に損害、土砂崩れ等の状況がでてきております。なんといっても今回の雨で一番の課題はやはり国道274号線の西側、然別川の間ですね。この間が毎回でありますけれども水がどんどん流れると。これは降雨量、雨の量にもよりますけれども、今回も一番、今日ですね、行政報告の中の最後に出ておりますけれども400ミリを超える量ということで、これは過去になかただけの、それ以上の量であるということからですね、起きているわけですが、しかし、23年の時のことを受けて21号の道路、道路際の排水については手当てをしてきたという状況でありまして、これでかなり抑えることが今回はできたというふうに思っておりますけれども、依然としてこれらについては道営事業によってですね、さらに大きな明渠ということで今年は樋門を造るということでの1億の予算を持っての着手をしておりますけれども、遅々としてなかなか進まないのが実態であります。来年は2億の予算をかけて国道までのものをやるということでもありますけれども、今現在、なんとかこの状況を訴えてですね、途中まででも少しでも延ばして欲しいという要請を今後していきたいと。先般、担当もですね、いち早く見ていただきまして、町長、来年は間違いなくやるからというお話をいただきましたけれども、まあなんとかですね、早くやってもらうように要請をしていきたいというふうに考えております。前回の21号の整備をする中で、北15線ですね、これについてもやはり水が下に向かって降りてきている状況等々がありますけれども、今の21号と北15線の間のところの保安林を挟んでのところについては、今回も大きな明渠というか、入れてですね、前回同様、一層掘り下げてですね、抑えるべく処置をしているわけでもありますけれども、しかしあのご案内のように地下をですね、通ってくる水が大量であります。北13線、あるいは石村さんのところですが、これは北11線ですか。この辺もですね、非常にあの水量が多いということで、然別川に向けて明渠というか、排水を掘りました。これによって上水についてはほとんど止めることができましたけれども、私も今朝もですね、現場ずっと見てきました。やはりあの上の方は大体全部止ま

っているなというふうに思いましたけれども、地下浸透してきている湧水、これについては、やはり各所からですね、出ている状況があります。これについては今朝もですね、対策本部の会議を開き、この湧水が止まらない前にですね、その現場をチェックしようということで、今、班編成をして、瓜幕の21線から下について徹底した調査を行うということでありまして、またあの先にご紹介いただきましたドローンもですね、非常に活躍をしております、畑の上を走っている状況等については、担当がですね、いち早くこれらを使って調査をしていただいておりますので、今朝もその映像を見ましたけれども、機会をみてですね、議員の皆さん方にもご紹介をしたいというふうに考えております。こうした笹川地域の状況等は今後ですね、に、備えて一層ですね、対策をしていきたいというふうに考えているところであります。また、然別峡、かんの温泉等々については、今回も道路がかなりの状況で被害を受けております。交通が可能となるには、相当時間がかかるのかなというふうに思っておりますけれども、昨日、札幌消防局のヘリで残されていた3名の方の救出については実施をしておりますけれども、私も昨日、土現の方に行つてですね、これらについては営業しているホテルがあるんだということを訴えまして、一日も早いですね、営業可能な状況にして欲しいというふうにお話をしてきました。しかし橋が2つですね、やられているようでありまして、これらについてはどういうことになるか、完全に落下をしたという状況ではありません。橋の両側の土砂が全部なくなっているということでありまして、これを入れていけばですね、復旧はできるかなというふうに思っておりますけれども、安全上の問題もありますので土現がどういう判断をするかについては、まだ全くわからないという状況であります。然別湖から山田温泉に向けての状況でありますけれども、各所に土砂崩れがあるとゆう状況であります。昨日、道を管理をしている業者がですね、倒木、あるいは土砂の崩れた状況については、一応、排除をして、通行は可能というふうになったというふうに聞いておりますけれども、まだ公式にそこが通れるということにはなっておりません。まだ、道路封鎖されている状況であります。そしてその奥のですね、孵化場の問題でありますけれども、これもドローンで上からですね、撮っておりますが、これちょっと見えないかもしれませんがこの川ですね、入っている川がですね、相当傷んでいます。湖に入る付近はこういう状況であります。真っ赤な水がですね、入ってきている状況でありまして、孵化場も孵化施設はなんともっておりますけれども、水槽については全滅であります。コンクリまでは流されておられませんけれども、埋まっている状況でありまして、そこに入っていた今年孵化した稚魚等々については生きて沼に行つ

てくれれば、これは自然放流になるんですけれども、どういうふうになったかはわかりません。いずれにしても全滅という状況に今、なっておりますので、この孵化場については内水面漁業であるその事業のための施設でありますから、今後ですね、孵化を事業をどういうふうにするのかということについても検討はする必要はあろうかと思っておりますけれども、なんとかこれは復活をしなければならぬだろうというふうには考えておりますけれども、そういう状況であるということをご承知おきをいただきたい。あの今日ですね、班編成をして、今、瓜幕の21線から下の方の調査をドローンと双方によって実施をする予定をしておりますけれども、この状況、まとめ次第またご報告させていただきますのでよろしくお願いをしたいというふうに思っております。今回の災害についてはこれで終わりということではありません。今、今朝、笹川地域の人とお話をしましたけれども、だから笹川つて言うんだよと、川というのがついてるんだという話で笑顔で私と話はしていただきましたけれども、腹の中では、なんだという気持ちがいっぱいあるんだろうなと思いつつ、しっかりとですね、今後、対応する必要があるだろうと。しかしご案内のように本町の被害等々については人命に影響するような状況ではない。それから床上浸水もなかったという状況でありまして、関係者、職員も含めて本当に不眠不休であたりましたけれども、完全ではなかったということで申し訳ないなと思いつつ、将来に向けての体制をしっかりと作っていききたいというふうに思っております。またあのもう一つ、新得、清水、芽室等がご案内のような状況であります。水がないという状況でありまして、いち早く副町長の方から各町に対して、必要な支援を惜しまないということで、早速ですね、水の供給等についてはタンク車、水道水を持って実施をしておりますし、またあの水がないためにですね、お風呂に入れられないという状況があるようであります。これについても入れて欲しいというお話もあって、即ですね、対応して昨日は百何十名の方がお出になって、利用しているということでありまして、今日から、スポーツセンター、それからどこだったかな。シャワーね、これなんかも開放して使っていただくというふうに考えているところであります。以上、報告に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

これで行政報告を終わります。

日程5 議案第68号 鹿追町企業振興条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程 5、議案第 68 号、鹿追町企業振興条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 68 号は鹿追町企業振興条例の一部を改正する条例の制定についてであります。はじめに提案理由を申し上げます。この条例につきましてはこれまでも新設、増設及び事業転換を図ろうとする事業者に対しまして、助成措置を行い産業の振興を図ってまいりましたが、さらに補助限度額等を拡大して、町の産業の振興を図るものであります。改正内容をご説明いたします。鹿追町企業振興条例の一部を次のように改正する、といたしまして附則第 2 項は条例の執行期限を定めており、「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 31 年 9 月 30 日」に、同項ただし書きの「平成 35 年 3 月 31 日」を「平成 36 年 9 月 30 日」にそれぞれ改め 1 年 6 カ月延長するものであります。次に別表第 1 を次のように改めるといたしまして、条例第 4 条の助成の措置等の規定による事業所等設置費補助を定めたものでありまして、表中、新設の場合、補助限度額を 500 万円から 700 万円とし、増設の場合につきましては補助率は投資額の 30%以内で、補助限度額をそれぞれ 300 万円に改めるものであります。次に附則は条例の施行期日であり、この条例は、平成 28 年 10 月 1 日から施行するとするものであります。以上、鹿追町企業振興条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 68 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

挙手 10 名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程6 議案第69号 平成28年度鹿追町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（埴淵賢治）

日程7、議案第69号、平成28年度鹿追町一般会計補正予算第5号についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第69号は平成28年度一般会計補正予算第5号となるものです。平成28年度一般会計補正予算第5号は、次のところによるといたしまして、第1条は歳入歳出予算の補正であり歳入歳出にそれぞれ1億2,654万1千円を追加しまして、総額を87億158万5千円とするものであります。第2条は地方債の補正変更であります。補正予算の変更につきまして歳出15ページよりご説明いたします。総務費、総務管理費、一般管理費の旅費で100万円の追加、財産管理費の備品購入費で新市街連合会館外備品購入で17万9千円の追加、企画振興費で地域おこし協力隊が1名増となりますことから旅費で4万2千円、需用費、消耗品で2万円、食糧費で6千円の合計2万6千円、負担金で8千円のそれぞれ追加、同じく負担金で台東区相互文化交流事業実行委員会活動補助金で510万円の負担金合計510万8千円の追加であります。公害防災費の負担金で然別湖畔ホテル福原の耐震設計補助といたしまして831万3千円の追加、車両管理費の使用料で5万円の追加、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で臨時福祉給付金等の支給のため賃金で71万4千円、需用費、消耗品で15万円、印刷製本費で1万2千円の合計16万2千円、役務費で7万5千円、使用料で3万5千円、負担金でシステム改修に31万円、臨時福祉給付金に186万円、年金生活者等支援臨時福祉給付金に240万円の合計457万円のそれぞれ追加、心身障がい者特別対策費の償還金で過年度分障害者自立支援及び医療費返還金で合計4千円の追加、在宅福祉費で主任介護支援専門員研修のため旅費で19万9千円、需用費、消耗品で5千円、負担金で7万1千円のそれぞれ追加、同じく負担金で社会福祉法人等利用者負担軽減助成金で78万円の合計85万1千円の追加であります。児童福祉費、こども園費の報償費で5千円の追加、衛生費、保健衛生費、予防費の委託料でB型肝炎ワクチン予防接種委託料26万円の追加、農林費、農業費、農業振興費の負担金でオフセット型ポテトハーベスター導入補助で200万円の追加、畜産業費の役務費で13万1千円の追加、農業用水事業費の工事請負費で畑かん5号幹線移設で610万円、繰出

金で簡水会計137万8千円、下水会計292万円の合計429万8千円のそれぞれ追加、土地改良事業費の旅費で40万円、需用費食糧費で1万5千円、工事請負費で美蔓地区国営かんがい排水事業記念碑整備に620万円のそれぞれ追加、款項、商工費、商工業振興費でチョウザメ購入のため委託料で16万2千円、原材料で100万円のそれぞれ追加、負担金で鹿追町くらし応援事業補助金1,460万円の追加、土木費、道路橋りょう費、道路維持費の需用費、修繕料で町道舗装修理に400万円、今回の一連の台風によります災害復旧のため需用費、消耗品費で50万円、燃料費で50万円、使用料で4,620万円、原材料で180万円、補償補填で100万円の災害関係で5,000万円の追加、道路新設改良費の委託料で街路灯LED化の調査委託で600万円、工事請負費で幌内26号線改良舗装外で440万円のそれぞれ追加、住宅費、住宅管理費の需用費、修繕料で500万円、原材料費で7万円のそれぞれ追加、住宅建設の旅費で2万円の追加、教育費、教育総務費、教育振興費の負担金でへき地学校教職員健康診断負担金4万8千円、鹿追高等学校協力会補助金189万7千円の合計194万5千円の追加、貸付金で修学資金貸付金350万円の減額であります。共同調理場費の需用費、修繕料で90万円の追加、社会教育費、図書館費の備品購入費で帯広信用金庫様からの寄附金を財源に15万円の追加、諸支出金、基金費、基金費の積立金で町づくり基金に50万円、神田日勝記念美術館事業に5万2千円、文化振興基金に50万円の合計105万2千円の追加であります。次に歳入11ページからご説明申し上げます。款項目、地方交付税の地方交付税で1億359万9千円の追加、国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金の社会福祉費負担金で障害者医療費負担金19万1千円、障害者自立支援給付負担金160万6千円、障害児入所給付費等負担金で22万4千円の合計202万1千円の追加、国庫補助金、総務費国庫補助金の総務管理費補助金で社会資本整備総合交付金、207万8千円の追加、民生費国庫補助金の社会福祉費補助金で臨時福祉給付金事業費補助金186万円、同じく事務費補助金128万3千円、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業補助金240万円の合計554万3千円の追加であります。土木費国庫補助金の道路橋りょう費で調整交付金で40万円の減額、二酸化炭素排出抑制対策補助金で599万9千円の合計559万9千円の追加であります。河川費補助金で障害防止対策事業補助金2,122万6千円の減額、委託金、土木費委託金の河川費委託金で同じく障害防止対策事業補助金2,122万6千円の追加でこれにつきましては歳入の入れ替えでございます。道支出金、道負担金、民生費道負担金の社会福祉費負担金で障害者医療負担金9万9千円、障害者自立支援給付負担金13万8千

円、障害児入所給付費負担金2万5千円の合計26万2千円の追加、道補助金、総務費道補助金の総務管理費補助金で社会資本整備総合交付金415万6千円の追加、民生費道補助金の社会福祉費補助金で介護サービス利用者負担軽減事業補助金19万4千円の追加であります。款項、寄附金、総務費寄附金の総務管理費寄附金で町内、鹿追南1線の故上嶋誠一氏ご遺族代表の上嶋尚様よりまちづくりのために50万円のご寄附をいただき、49万9千円の追加、教育費寄附金の社会教育費寄附金で同じく鹿追南1線の故上嶋誠一氏ご遺族代表の上嶋尚様より文化振興のため50万円のご寄附をいただき49万9千円、神奈川県酒井忠康様より神田日勝記念美術館活動のため5万1千円、帯広信用金庫理事長増田正二様より創立100周年記念事業で図書購入のため15万円の合計で70万円の追加であります。繰入金、基金繰入金、農業振興基金繰入金の農業振興基金繰入金で100万円の追加、修学基金繰入金の修学基金繰入金で350万円の減額、款項、町債、臨時財政対策債の臨時財政対策債で439万円の追加であります。次に第2表の地方債の補正変更について8ページより説明申し上げます。起債の目的は臨時財政対策債であり限度額に439万円を追加しまして補正後の限度額を1億5,439万円とするもので限度額以外の変更はありません。以上、一般会計補正予算第5号についてご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。ありませんか。3番、畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

1つ、お伺いいたします。そのチョウザメの関係でございますけれども、非常にあの時間のかかる養殖事業でありまして非常にあの計画というものが大切ではなかろうかと感じます。一般、世間では事業をやるためにいろいろ計画書をお作りになってそれぞれ提出するわけですが、今回このチョウザメについての計画書、以前にもどなたかご質問されたと思うんですけれども、その辺の計画、そして今後の目標というものはどういうようになっておるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（埴淵賢治）

吉田町長。

○町長（吉田弘志）

私の方から説明をさせていただきますけれども、ご案内のように、今、チョウザメについては当初、千匹がスタートでありますけれども、500買って、また500、そして千

匹ということで、今現在いるわけですが、やはり将来に向けてはですね、肉の量、それからキャビアということが最大目標になるんですけども、その間にはですね、燻製だとかその他への量ということを考え、ある程度、特産品というレベルまでアップをしていくということになれば、今の養殖数では全然足りるという状況ではありません。私はあの順調に成長しておりますし、養殖中の死亡等々もほとんどない状況の中で順調にいつているということでもありますから、この期間をある程度経過をしたんで、ある程度のレベルまで増やしていかなければいけないというふうに思っております。当面の目標としては、私は5千匹を飼う必要があるだろうと、ということで5千を飼うことによってですね、その内の半分が雄ということでの食卓に向けての提供ができるのではないかと。あと半分でですね、2千500をキャビアをつくっていくという考え方でありまして、この5千匹がいることによってある程度の年間、なんぼという数字、今、担当の方で算出中でありまして、可能というふうになってくるのではないだろうかということ。そういう意味でいくと今後ですね、今現在つくっている水槽、これを入れても到底まだまだ足りない、水槽については足りないという状況でありまして、これはあのしっかりと今、ペーパーにしてですね、皆さん方にお示しをせんきゃならんなど。その計算をですね、今現在しているところでありまして、5千ということになればですね、あそここの場所でいけるということにはなりません。したがってあの今、可能な場所として考えられるのは私はワーキングの付近、あそこにですね、そういう池を作るということも考えていく必要があるのではないかと。同時に加工施設もですね、燻製だとかこれ当然キャビアを出すということになれば施設が必要になりますけれども、これもそういう方向でのものを考えていく必要があるだろうというふうに考えております。それであのそれらについては、やはり財源がどうなるのかということ、それともう1つは将来に向けての見通しというものになるわけでありまして、道内でもね、だんだんと本格的にやろうというお気持ちを持っているところもでておまして、美深等については我々の大先輩でありますけれども、鹿追のこうした今の動きを見てですね、1万5千を養殖する施設を今、作るという予定で今、事業展開がされるようでありますから、私はこの内水面漁業としての可能性については、十分あるんじゃないかというふうに考えておりますし、その肉のね、利用価値も非常に高いというふうに考えておりますので、これも鹿追の特産になりうるというふうに考えておりますので、今日は言葉だけのお話でありますけれども、この施設、今現在、作っているものも含めてですね、将来はそのレベルまで持っていく必要があるのではないかと。今の状況を増やす

にあたってはしっかりと経済的なデータ算出したものをですね、一応、お示しをしてご理解をいただきたいというふうに思っているところであります。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

3番、畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

詳細にお話いただいたんですけれども、どうもあの、なんていうんですか、これ長い年月かけて育てる魚でございますんでね、1年というのかな、年度計画っていうんですか、いったい今、町内の料理屋さんに出すお魚、今年は何匹くらいあるのか、それもまだ把握できない、またキャビアにしてみても高い魚を買ってやらなければならないのか、それを非常に疑問に思う方々が多いんです。ですからそういったこともお考えいただきまして、どうかあの明確な数字とはいかなくても、ある程度の目標を持った、本年度はこの程度仕入れて、この程度町へ、あるいは業者へ卸していくと。そういうような数字が必要になると思うんです。ぜひそういうその表、計画書をお作りいただきたいとそう思うところです。その辺のところ、もう1点、よろしくお願いします。

○議長（埴淵賢治）

吉田町長。

○町長（吉田弘志）

お話のとおりでありますから、お示しをしていきたいというふうに考えております。

○議長（埴淵賢治）

9番、吉田稔議員。

○9番（吉田稔）

チョウザメの開発といいますか、養殖事業に対して関連でご質問させていただきますけれども、やっぱりあの町民の皆さんもですね、わが議会がいろんなまちなか会議等々を開催した場合ですね、これら等々に意見がやっぱり圧倒的に多いんですね。チョウザメに関する案件等々含めてですね。今回そのもう100万と輸送料の16万、そういうものについて町長の方からこれについてはあの将来見通した部分での一定区分、孵化事業も今後、そういうことを精査しながら取り組んでいきたいんだという話も一部伺っているわけですが、これらの事業に着手する前については町長の方からね、420円で稚魚が買えるのであれば、これフジキンさんとの流れの中ですね、養殖事業については当面、手を出さないんだという話もご示唆をいただいているわけですが、これら等々含めてね、

北大との提携があったという関係もあるんでしょうけれども、やはり今、3番議員の言っているようなですね、枠組みで将来展望、将来計画、それと単年度における事業計画等々含めてね、やっぱり全体像が見えないとどうしても我々も説明責任を果たし得てないと。ただ議決はしてきているわけですから、議決責任もあり、説明責任もあるわけですがけれども、それら等々含めてね、今一度ですね、やはりあのそういった孵化事業に着手するんだよとか、一定区分あの農芸公園等々にそのものの規模拡大を図っていくということもご示唆いただいたわけですがけれども、その辺も含めてね、今後この事業に関わって最大公約数的にここまでは一定区分、行政の責任区分と、そしてこれ民間の研究会があるわけですから研究会とその同列の部分の流れの中でね、研究会と併せて行政責任等々含めながらね、その事業の開発等々含めてその住み分けといいますか、いろんな枠組みで行政が行う責任の区分とその研究会が行う責任の区分についてですね、これあの短兵急に今日決めて今日から実行するということにはなりませんけれども、そういった部分のやっぱり町民に示すべき考え方ってものは、やっぱり出す必要があるんだろうなというふうに思うんですがけれども、ここらあたり町長はどのような所見をお持ちなのかね、お聞きをしたいということでもあります。

○議長（埴渕賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

あのお話をされていることについては十分理解できますし、町民に対してもですね、そういう説明をしていく必要もあるだろうということは考えております。あの着実にね、いわゆるチョウザメは成長しておりますからね。この財産というか、そういう意味でいけばね、私は投資をしているものが全くの効果のなし、付加価値もなしというものではないというふうに考えておりますから、そういう意味では一方では成長することによってそれらの私は付加価値は出てきていると。すでにですね。というふうに考えているわけでありませう。ただおっしゃるような年数が非常にかかる、しかも一気にですね、これを何十万みたいなそういうことでやるのがね、非常に冒険ということの中での取りかかりでありますから、そういう意味ではなかなかこう目からうろこというような成果が出てこないというふうに思いますけれども、事業というのはそういう面があるのではないかとというふうに私は思っております。ただ、民間であればね、私はこれ当たり前の話だというふうに思いますけれども、行政が行なっていれば当然そういうような議論になることも理解できます

のでね。できるだけわかりやすい内容でのお示しをしていきたいというふうに思っておりますけれども、一日も早くね、民間に移せる態勢ができて、その展望が開けるのであればですね、そうなんですけれども、本町のね、企業等々見た時に本当にすぐ移せるような態勢にあるのかということを見るとなかなか行政から離してしまえばですね、必要な補助金も得られないというようなことになりますから、その辺も私は考慮しながらその時期をですね、やっぱり見極めていく必要があるのではないかとこのように考えております。今回の地方創生の中の予算を使っているいろんなことをやったりしてきているわけでありましてけれども、新たにね、国の方もそうしたものに対する補助金等々、バイオ事業等々での余熱を使っての事業展開というものについても、この9月にはね、ある程度の方針を示すというような情報も得ておりますので、どんなことになるのかはまだわかりませんが、そういうものを見ながらしっかりと対応していきたいというふうに思っております。

○議長（埴淵賢治）

9番、吉田稔議員。

○9番（吉田稔）

町長の説明でね、町民にそういった不安的なものについてはね、私どもも説明責任を果たしていきたいなというふうに思っておりますけれども、ただ一点、答弁の中でなかった分についてはその今回、北大とのそういう提携問題等々含めて、北大の方のその水産の方からある一定区分のチョウザメを買うということが100万ということなんだろうけど、将来的な展望、今、含めてあの農芸公園に移りたい、移る、一部移るといふ部分の流れの中でその孵化事業にね、着手するのか、またどういう形になっていくのかね、これあたり答弁がなかったんですけども、その辺も含めてね、やっぱり北大と提携し、またそれら等々の試用の部分で魚を購入するということになれば一定のやっぱり理由、計画等々がやっぱり必要だと思うんですけども、それを含めて町長、再度また孵化事業等々に対してどんな考えをお持ちなのかね。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

あの北海道におけるチョウザメのね、事業についての展開の中で孵化まで実施をしているのは美深市。あのあまり私は孵化のところはね、正直言って考えていなかった。けれどもやはりあの今後、事業展開をする中でね、やはり私は北大の足立教授とも話をしている

んですけども、北海道4つぐらいに分けて、それぞれの拠点というのが今後、出てくるだろうとした時にこの十勝の地域は鹿追がですね、やはりそういう意味では各町村が取り組む場合の拠点ということの必要はあるだろうというようなお話もありまして、今回、ある程度の見通しをつけるために孵化というものがどんなものなのか、一日も早くその辺のことも考えてみる必要があるのかなというふうに考えて、今回、北大からある程度の親をですね、持ってきて、その辺がどういうふうになるのかを研究してみたいということでありまして、これは孵化事業やるとすれば、ある程度の温度の水槽が必要になります。もう一つはやっぱり孵化をした稚魚をですね、しっかりとある程度の成長を見るための施設というかそういうものも必要になってくるというように思いますけれども。今の北大から持ってくるものをですね、来て産卵をしたからって、即、その孵化をするということになるかどうかは、やっぱりまだ見極める必要はあるだろうというふうに思っております。まず鹿追の地でね、キャビアというものをまず見て、そしていくことも必要ではないかと。だから足立教授も今、大きいのが2匹かな、あと小さいのがあれですけども、全部が卵を持つかどうかということも正直言ってわからないという状況でありますから、あの孵化等々についてはですね、そんなにあの新たに施設が難しいもので、ということではなくて、やっぱり温度を一定に保てる、そういうものが必要だということでありまして、今のバイオプラントの熱量でね、そこにそれだけの熱量をまわした時に他にどういうふうに影響するかということもですね、考えながらやっぱりやらないといけないんで、その辺も見極めたいというふうに考えております。ただやはり拠点ということになれば、当然、稚魚の供給を希望する町村に出していくという考えはね、私は持っているべきだという考えておりますけれども。

○議長（埴淵賢治）

ほか、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第69号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分とします。

休憩 11時00分

再開 11時10分

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程7 議案第70号 平成28年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算
(第2号) について

○議長（埴淵賢治）

日程7、議案第70号、平成28年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第70号は、平成28年度国民健康保険特別会計補正予算第2号となるものです。平成28年度国民健康保険特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによるものといたしまして、第1条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ417万4千円を追加しまして、総額を9億4,808万6千円とするものであります。補正予算の内容につきまして、歳出29ページよりご説明いたします。総務費、総務管理費、一般管理費の旅費で4万2千円、負担金で国保システム改修に59万4千円のそれぞれ追加、保健事業費、特定健康診査等事業費、特定健康診査等事業費の需用費、消耗品費で16万1千円、役務費で10万4千円、委託料で特定健診未受診者等対策委託料で327万3千円のそれぞれ追加であります。歳入前ページから説明申し上げます。国庫支出金、国庫補助金、財政調整交付金の財政調整交付金で特別調整交付金353万8千円の追加、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金の国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金でシステムの改修補助金59万4千円の追加、道支出金、道補助金、財政調整交付金の財政調整交付金で特別調整交付金4万2千円の追加であります。以上、国民健康保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第70号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程8 議案第71号 平成28年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算(第2号)
について

○議長（埴淵賢治）

日程8、議案第71号、平成28年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算第2号についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第71号は、平成28年度簡易水道特別会計補正予算第2号となるものです。平成28年度簡易水道特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによるといたしまして第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算にそれぞれ137万8千円を追加しまして、総額を1億3,136万3千円とするものであります。補正予算の内容につきましては歳出36ページよりご説明申し上げます。事業費、水道施設費、施設管理費の需用費、修繕料で100万円、備品購入費で配水池外の無停電装置購入で37万8千円のそれぞれ追加であります。次に歳入前ページからご説明いたします。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で137万8千円の追加であります。以上、簡易水道特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第71号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程 9 議案第72号 平成28年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第2号）について

○議長（埴淵賢治）

日程9、議案第72号、平成28年度鹿追町下水道特別会計補正予算第2号についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第72号は、平成28年度下水道特別会計補正予算第2号となるものです。平成28年度下水道特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ292万円を追加しまして、総額を3億4,149万2千円とするものであります。補正予算の内容につきまして、歳出43ページよりご説明申し上げます。管理費、施設管理費、農業集落施設排水管理費の需用費、修繕料で、鹿追町浄化センター曝気ブローア修理で292万円の追加であります。次に歳入前ページより説明申し上げます。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で292万円の追加であります。以上、下水道特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第72号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程10 議案第73号 平成28年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（埴淵賢治）

日程10、議案第73号、平成28年度鹿追町介護保険特別会計補正予算第1号についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第73号は、平成28年度介護保険特別会計補正予算第1号となるものです。平成28年度介護保険特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによるものといたしまして、第1条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ345万7千円を追加しまして、総額を4億7,876万3千円とするものであります。補正予算の内容につきまして歳出50ページよりご説明申し上げます。諸支出金、償還金及び還付加算金、第1号被保険者保険料還付金の償還金で過年度分保険料払戻金で9万円の追加、償還金の償還金で過年度分の返還金で336万7千円の追加であります。続きまして、歳入前ページよりご説明申し上げます。款項目、繰越金の前年度繰越金で345万7千円の追加であります。以上、介護保険特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第73号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程11 議案第74号 然別湖畔浄化センター機器更新工事請負契約について

○議長（埴淵賢治）

日程11、議案第74号、然別湖畔浄化センター機器最新工事、工事、更新工事請負契約についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第74号は、然別湖畔浄化センター機器更新工事請負契約についてであります。下記のとおり契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、契約の目的は然別湖畔浄化センター機器更新工事であります。契約の方法は指名競争入札でありまして、指名業者は日立造船株式会社北海道支社、JFEエンジニアリング株式会社北海道支店、前澤工業株式会社北海道支店、水ing株式会社北海道支店、株式会社西原環境北海道支店、以上5社を指名いたしまして、前澤工業株式会社北海道支店が辞退されましたので4社により8月26日に入札いたしました結果、入札金額を6,804万円といたします札幌市東区北6条東3丁目3番地1、株式会社西原環境北海道支店、支店長、米山稔夫氏が最低入札者となりましたので、現在、仮契約を締結中であります。なお、落札率につきましては94.7%であります。以上、然別湖畔浄化センター機器更新工事請負契約についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。3番、畑久雄議員

○3番（畑久雄）

ちょっとあの工期をお尋ねしたいんですが。工期。作業する期間ですね。はい、お願いします。

○議長（埴淵賢治）

答弁、津田建設水道課長。

○建設水道課長（津田祐治）

今ちょっと正確な数字、ちょっと押えていませんでしたので、後ほど説明、報告させていただきます。すみません。

○3番（畑久雄）

わかりました。

○議長（埴淵賢治）

よろしいでしょうか。

○3番（畑久雄）

はい。

○議長（埴淵賢治）

ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

それではここで暫時休憩とします。

休憩 11時26分

再開 11時28分

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開します。津田建設水道課長。

○建設水道課長（津田祐治）

大変申し訳ありませんでした。来年の3月10日、工期となっております。

○議長（埴淵賢治）

畑議員、よろしいですか。

○3番（畑久雄）

わかりました。ただあの一言申し上げたいのは

○議長（埴淵賢治）

3番、畑議員。

○3番（畑久雄）

工期は3月までですけど、真冬に入るわけですよ。その関係でちょっとお尋ねしたんです。非常にあの工期期間としては大変な期間だろうと思いましたが、お尋ねしました。以上です。

○議長（埴淵賢治）

津田建設水道課長。

○建設水道課長（津田祐治）

この工事につきましては、国庫補助を受けておりますので、事業のですね、補助交付決定時期ですね、それとあと物件がこのように議決物件ということで工事期間等も長くなつてきますので、どうしても今、最短でやってこういう時期の発注になります。またあの機器の更新でございますので、当然あの施設の中での更新が主になりますので、時期的には支障なく施工できるというように考えております。以上でございます。

○議長（埴淵賢治）

ほか、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案74号、第74号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程12 認定第1号 平成27年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について

日程13 認定第2号 平成27年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程 1 4 認定第 3 号 平成 2 7 年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程 1 5 認定第 4 号 平成 2 7 年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程 1 6 認定第 5 号 平成 2 7 年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程 1 7 認定第 6 号 平成 2 7 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程 1 8 認定第 7 号 平成 2 7 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程 1 9 認定第 8 号 平成 2 7 年度北十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（埴淵賢治）

日程 1 2、認定第 1 号、平成 2 7 年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について、日程 1 3、認定第 2 号、平成 2 7 年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程 1 4、認定第 3 号、平成 2 7 年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程 1 5、認定第 4 号、平成 2 7 年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程 1 6、認定第 5 号、平成 2 7 年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程 1 7、認定第 6 号、平成 2 7 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程 1 8、認定第 7 号、平成 2 7 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について、日程 1 9、認定第 8 号平成 2 7 年度北十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、以上 8 件、関連がありますので一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

認定第 1 号から認定第 8 号は、平成 2 7 年度鹿追町一般会計、6 特別会計及び北十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。地方自治法第 2 3 3 条第 3 項、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項及び地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法施行令第 5 条第 3 項の規定に基づきまして、平成 2 7 年度鹿追町一般会計歳入歳出決算、6 特別会計歳入歳出決算及び北十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委

員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。認定を付議します8会計のうち、病院会計及び北十勝消防事務組合一般会計を除きます6会計の決算概要につきまして、鹿追町各会計歳入歳出決算書の各会計別決算書総括表によってご説明を申し上げます。なお、平成27年度一般会計等の財政健全化判断の4比率につきまして、実質赤字比率がマイナス10.1%、連結実質赤字比率がマイナス18.5%、将来負担比率がマイナス19.2%であります。実質公債費比率につきましては3カ年平均で7.5%となり、財政構造は健全性を維持していると判断をいたしております。それでは、各会計の決算概要を申し上げます。決算書の1ページをお開き願います。一般会計より申し上げます。歳入歳出予算額75億3,409万円に対しまして、歳入決算額76億3,248万5,394円、歳出決算額71億5,566万6,412円であり、形式収支で4億7,681万8,982円の決算剰余であります。これより翌年度繰越財源として、繰越明許費の一般財源7,765万9千円を控除いたしました3億9,915万9,982円が実質収支の決算剰余となりましたので、決算認定を賜りましたならば、地方財政法第7条第1項及び鹿追町減債基金条例第2条の規定によりまして2億円を減債基金に積み立てし、残額の1億9,915万9,982円を純繰越金といたしたいとするものであります。次に特別会計の国民健康保険特別会計につきましては、歳入歳出予算額9億6,951万5千円に対しまして、歳入決算額9億6,611万9,882円、歳出決算額9億3,758万8,422円であり、形式収支並びに実質収支は2,853万1,460円の決算剰余であります。簡易水道特別会計は、歳入歳出予算1億5,683万9千円に対しまして、歳入決算額1億5,736万3,508円、歳出決算額1億5,467万9,064円で、形式収支並びに実質収支は268万4,444円の決算剰余であります。下水道特別会計は、歳入歳出予算2億4,752万9千円に対しまして、歳入決算額2億4,910万2,891円、歳出決算額2億4,274万6,414円で、形式収支並びに実質収支は635万6,477円の決算剰余であります。介護保険特別会計は、歳入歳出予算4億8,909万7千円に対しまして、歳入決算額4億8,592万4,933円、歳出決算額4億8,194万8,402円で、形式収支並びに実質収支は397万2,091円の決算剰余であります。後期高齢者医療特別会計は、歳入歳出予算7,612万8千円に対しまして、歳入決算額7,504万1,201円、歳出決算額7,432万1,550円で、形式収支並びに実質収支は71万9,651円の決算剰余であります。次に、国民健康保険病院事業会計決算についてご説明申し上げます。病院の決算書1ページをお開き願いたいと思います。決算額

の区分毎に2段で数字が表記されておりますが、下段の消費税を含んだ額でご説明させていただきます。収益的収入及び支出につきましては、歳入歳出予算額7億5,268万1千円に対しまして、歳入決算額7億6,359万1,133円、歳出決算額7億2,417万5,792円であり、差し引き3,941万5,341円が税込決算の形式的利益となり、これに薬品購入の際の消費税1,275万1,339円及び資本的支出の消費税41万8,888円の合計1,317万227円を差し引いた2,624万5,114円が当年度純利益となります。次に2ページをご覧くださいと思います。資本的収入及び支出についてであります。歳入予算額3,042万5千円に対しまして、歳入決算額3,042万4,461円、歳出予算額3,588万円に対しまして、歳出決算額3,587万9,449円でありまして、差し引き不足の545万4,988円につきましては、まず過年度分損益勘定留保資金で503万6,100円、さらに残額の41万8,888円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を補填しております。次に北十勝消防事務組合一般会計決算についてご説明を申し上げます。平成28年3月31日をもって北十勝消防事務組合が解散し、平成27年度決算は解散の日をもって打ち切り決算となっております。構成する4町がそれぞれ監査の審査を受けた上で、議会において決算の認定をすることから4町全体の決算となります一般会計決算につきまして、ご説明を申し上げます。またこの中には4町の消防署費、団費、交際費等が含まれております。それでは北十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算書の1ページ2ページをご覧くださいと思います。歳入歳出予算額18億4,156万1千円に対しまして、歳入決算額18億2,343万4,579円、歳出決算額17億8,710万1,315円で形式収支並びに実質収支は3,633万3,264円の決算剰余であり、このうち鹿追町への引継ぎ額は406万9千円となっております。なお、7特別会計及び十勝、北十勝消防事務組合一般会計の決算資料につきましては後ほどお目通しをいただきたいと思います。以上、認定第1号から認定第8号の平成27年度一般会計、6特別会計及び北十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。ご審議の上、認定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

お諮りします。本案については、議長及び議会選出の監査委員を除く9人の委員で構成する平成27年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中の審査とすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案については議長及び議会選出の監査委員を除く9人の委員で構成する平成27年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中の審査とすることに決定しました。決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項に基づく検閲検査の請求権を委任したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。地方自治法第98条第1項に基づく検閲検査の請求権を決算審査特別委員会に委任することに決定しました。

ここで暫時休憩といたしますが、おおむね15分程度の予定であります。

休憩 11時45分

再開 11時54分

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開します。

この際、諸般の報告をいたします。休憩中の平成27年度各会計決算審査特別委員会において委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので報告をいたします。平成27年度各会計決算審査特別委員会委員長には台蔵誠一委員長、委員、副委員長には武藤敦則委員、以上のおり互選されましたので報告をいたします。なお、平成27年度各会計決算審査特別委員会の日程が、9月16日、20日、21日の3日間として審査することが決定されましたので併せて報告をいたします。

日程20

議員の派遣について

○議長（埴淵賢治）

日程20、議員の派遣についてを議題とします。十勝町村議会議長会主催議員研修会への参加のため、会議規則第127条により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。

お諮りします。ただいま申し上げました用務で幕別町に議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。議員の派遣については原案のとおり決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会します。

散会 11時56分

平成28年第3回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 2号

日時 平成28年 9月13日(火曜日) 午前10時00分 開議

場所 鹿追町議会議場

日程 1

一般質問

8番 狩野 正雄 議員

1番 山口 優子 議員

4番 台蔵 征一 議員

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(11名)

1番 山口 優子 議員

2番 武藤 敦則 議員

3番 畑 久雄 議員

4番 台蔵 征一 議員

5番 加納 茂 議員

6番 上嶋 和志 議員

7番 川染 洋 議員

8番 狩野 正雄 議員

9番 吉田 稔 議員

10番 安藤 幹夫 議員

11番 埴渕 賢治 議員

4 欠席議員(なし)

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 吉田 弘志

農業委員会会長 櫻井 公彦

教育委員会教育長 大井 和行

代表監査委員 野村 英雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松本 新吾

総務課長 喜井 知己

企画財政課長	渡辺利信
町民課長	島かおる
農業振興課長	菅原義正
建設水道課長	津田祐治
商工観光課長	西科伸之
兼ジオパーク推進室長	
福祉課長	佐々木康人
瓜幕支所長	檜山敏行
子育てスマイル課長	浅野富夫
病院事務長	菊池光浩
消防署長	内海卓実
会計管理者	松井裕二
総務課総務係長	武者正人
企画財政課財政係長	佐藤裕之

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	大前健也
社会教育課長	浅野悦伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長	櫻庭力
------	-----

9 議会事務局職員出席者

事務局長	黒井敦志
書記	坂井克巳

平成28年 9月13日（火曜日）午前10時00分 開議

○議長（埴淵賢治）

これから本日の会議を開きます。

日程1 諸般の報告

○議長（埴淵賢治）

日程1、諸般の報告を行います。9月20日に本会議を日程に追加いたします。

日程2 一般質問

○議長（埴淵賢治）

日程2、一般質問を行います。質問の通告がありましたので、順次発言を許します。8番、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

議長のお許しをいただきましたので、通告にしたがい一般質問をいたします。標題は、バイオガスプラント（環境保全センター）の見える化の推進についてであります。要旨を申し上げます。本町のバイオガスプラントは、集中型処理施設として、中鹿追と4月より本格稼動した瓜幕の2カ所があります。プラントは国内最大級の処理能力を持ち、環境保全と農業振興に大きな役割を担っています。町の宝ともいえる施設がどういう仕組みで働き、副産物や関連施設がどのように利用されているか、住民の理解度をもっと上げていく必要があると考えます。そこでバイオガスプラントや関連する施設の見える化を推進することで、住民の理解や観光利用、環境教育に活用策が生まれてくるのではないのでしょうか。

1、新得・芽室の道立試験場では「試験場公開デー」という住民向けのイベントを行い、施設や研究を公開しています。これに習い、気軽に来ていただき、プラント施設や発電の仕組み、消化液の活用方法、チョウザメの飼育、マンゴー栽培、大型トラクターなどの収集運搬機械の見学、サツマイモスイーツの試食などを行うことで、住民の理解や農業への興味が高まるのではないかと。2、鹿追、瓜幕のどちらのプラントとも発電を行い、北海道電力に売電していますが、先ごろ、長野県上田市の小水力発電施設を私は見学してまいりました。そこでは発電状況を常に市民が確認できるようにパネルで表示されていました。自治体がエネルギーを作り出す事業を推進している事を知ってもらう方法として、バイオガスプラントの発電状況が一目でわかるように、表示パネルを設置して見える化を実施する考えは。3、バイオガス燃料を、バイオガスを燃料とした公用車やトラックを走らせるなど、常に新しい技術に取り組んできたことを高く評価します。産学官の取り組みは、バ

イオガスの関連施設として、施設関連として水素による燃料電池車の開発研究も進められていると聞いています。現在の進捗状況や今後の見通しについて伺います。以上。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

狩野議員からは、バイオガスプラント（環境保全センター）の見える化の推進ということでご質問をいただきました。3点に及んでおりますので順次お答えを申し上げます。本町では、家畜排泄物や生ゴミ、下水道汚泥等の適正処理とバイオガス、バイオマス資源の有効活用を推進をするため、平成19年10月に鹿追町環境保全センターが稼動し、本年4月には町内2基目の集中バイオガスプラントである、瓜幕バイオガスプラントが本格稼動したところであります。両施設は臭害の解消、処理過程で生産をされる「消化液」は環境にやさしい有機質肥料として化学肥料の削減を行い、またバイオガスによる発電を行うことによって、CO₂削減や地球温暖化の防止、さらには余剰熱を利用することによるチョウザメの飼育、マンゴーの栽培等、新事業の創出や雇用の促進など多くの効果があり、基幹産業である農業の生産向上を推進をしていくとともに地域循環型社会の実現を目指しているところであります。さてご質問の1点目ではありますが「公開デーなど住民向けのイベントの実施」についてでありますけれども、鹿追町環境保全センターが稼動いたしましてから本年度で10年目を迎えておりますが、現在では国内外から約1万2千名を超える視察を受け入れているところであります。そのうち2千数百名の方が町民の皆様方であり、本施設を見学をしていただいております。また、毎年、町民の方を対象に開催しておりますが町内主要施設を巡る「ぐるっと鹿追探訪ツアー」においても環境保全センターや瓜幕バイオガスプラントを見学をいただいているところであります。現在、視察見学の受け入れについては原則火曜日と金曜日をお願いしているところでありますが、町民の方につきましては都合のつく限り、土・日・祭日と曜日に関係なく視察見学を受けているところであります。今後も広く町民の方にPRしてまいりたいと考えております。また来年度からインフォメーションを主に担当する職員を配置をして、一層、当施設の発信力を高めてまいりたいというふうに考えております。次に2点目の質問の発電状況がわかる表示パネルの設置についてであります。環境保全センター瓜幕バイオガスプラントでは管理棟に設置しております監視モニターにより発電状況や機械設備の稼働状況がリアルタイムで確認をすることができますが、外部に出力をするということになれば、相当の設備が必要になって

まいります。費用もかなりの金額になると思っておりますけれども、このことについてはリアルタイムということではございませんけれども、今現在、庁舎に設置を考えております案内モニターに対してそこでの発電状況の表示等については可能と考えておりますので、十分な内容ではありませんけれどもそうした方法によって対応し理解を深めてまいりたいというふうに考えております。最後であります。水素実証事業の進捗状況、今後の見通しについてお答えを申し上げます。平成27年5月に民間事業者が環境省の地域連携・低炭素実証事業の採択を受けまして、環境保全センター中鹿追バイオガスプラントにおいて、バイオガスからの水素実証事業が実施をされております。本事業は水素の低炭素化と本格的な利用を通じ中長期的な地球温暖化対策を推進するとともに地域の再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用して水素を製造・貯蔵・輸送・供給、燃料電池自動車や燃料電池等に利用するまでの一貫をしたサプライチェーンとしての実証を行うことを目的としております。現在、実証事業を実証するために設備を建設中であり、来年1月には水素製造施設や北海道道内初となる定置式の水素ステーションが整備をされ、本格的な実証試験がスタートをいたします。ちなみに鹿追町に設置される水素ステーションは、これまで国内ではバスやフォークリフト等の大型車と乗用車などの小型車の水素ステーション、両方に供給できるステーションとしては国内初という内容になっているものであります。実証事業の内容はバイオガスのメタン濃度99%まで精製し、水素、水蒸気改質によるメタンから水素を製造する。製造後、ボンベに充填しチョウザメやチョウザメ飼育施設や近隣農家に設置をする水素燃料電池に供給をいたします。また帯広のばんえい競馬と、競馬場とかち村にも水素を輸送し水素燃料電池として利用をしていく予定になっております。さらには定置式水素ステーションは水素燃料電池やフォークリフトに水素を供給し利用する計画であります。水素車についてはミライという車に供給をする予定をしております。本実証事業により得られた成果、課題を実施をし、地域の資源を活用し地産地消型の水素供給や地域間での水素の供給体制など、製造から利用までのサプライチェーンの構築が確立されることによりバイオガスプラントの整備が進み、バイオマス資源の有効活用が期待できるとともに農業への利用等について農業生産のさらなる向上が期待できることから、民間事業者と一体となって次世代エネルギーの普及を推進を目指してまいりたいと考えておりますが、言うまでもなく、このプラントは、環境省の補助により行う試験プラントであります。製造コストなど不透明な部分もあることから、さらに水素社会を目指す国の動き等を注視してまいりたいと考えております。また、本町といたしましても本年7月に水素エネ

ルギー研究会を立上げ、この次世代エネルギーである水素を本町においてどのように活用ができるのか。例えば水素燃料電池によるエネルギーを利用した住宅や、住宅や団地をモデル的に建設をすること等、農業分野をはじめ町民生活にとっても有効な利用について研究をしてまいりたいと考えておりますので、今後ともご理解とご指導を賜りたくお願いを申し上げて答弁に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

狩野議員、再質問、どうぞ。

○8番（狩野正雄）

まず1番目の試験場公開デーですけども、あのそれに習ってこうやったらどうかという提案で、あの実はですね、これあの試験場公開デーというの、8月のちょうど夏休みに行なっております、私も何回か足を運んでみました。その中でちょうど来られていたお客さんの中で年配の方でしたけれども、3人の方がお会いしまして、その方たちは中学校の元先生なんですね。理科と技術・家庭とかそういうものを教えていた先生のグループだったんです。その方たちがですね、現職の現役の先生の時に家畜の糞尿とか、糞尿からこう電気を起こすなんて教えることができなかつたと言うんですね。だからすごい興味あるんだ。それで私、鹿追から来たんですよと言ったら、ぜひ、あのそういう、こういうような公開デーみたいな日を設けてですね、1年1回でもいいから、気軽に行って、こう見学できる方法、欲しいなということを書いてまして、それがまあきっかけだったんで。あの非常にね、あの道立の試験場、あのユニークなことやっているんですよ。その時、私もね、勉強したのはあの顕微鏡おいてありましてジャガイモシストセンチュウの、あのこういうもんですよということで先生が教えてくれて、試験場の先生がね。そしたら顕微鏡を見たらね、こうなってる。ああなるほどとなって初めて知りました。その時に親子連れで来た人がですね、本当に興味を持っていらしてましてですね、ああいう教育環境、それからそうゆう農業につながっていく重要なことを知る機会ができればなというふうに思います。ですから町民は非常にあの鹿追、なんですか、探訪とかそういうのやっていますけれどもね、年に1回くらいは、あの管内の人にこういうものをやりますんでぜひ来てくださいというようなね、ことをですね、計画できないもんかというふうに思うわけです。それともう1つはですね、あの道の駅でチョウザメを展示して、非常にあれタイムリーで良かったなというふうにお客さんからも聞きます。子どもなんか本当に泳ぐ魚になんかこうワクワクしていることなんですね。そこでもう一歩進めて、あそこになんていうかモニターみ

たいな、テレビがですね、そこにですね、あの例えばバイオガスプラントのちょっとしたPRビデオみたいなのを作ってですね、短時間でも理解できるようなPRビデオを流すことはできないか。そういうものをあんまり長くなくて、そういうものをああこういうような仕組みで動いているんだ、鹿追にはこういうものがあるんだということですね、PRビデオ、なんとか作れないか、流してもらえないか、そういうふうを感じるんですけど、その点についてお伺いします。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

あの1点目の公開デーの設定であります、できないことはないわけでありまして、いつも公開している施設なんでね、特別あのそういう日を設けてやらんきやいけないなというふうには正直言って感じていなかったであります。あの新得のね、試験場での公開デーも、私、周知していますし、行ったこともあります。年に1回だけですから、わが鹿追町はね、いつも公開しているというつもりでありますので。しかしあのご指摘のように広くデーという設置をしてね、やった方が、あるいは安心をして来てもらえるからというふうに思いますんでね、それはあの前向きに考えていきたいというふうに思っています。それから今のバイオプラントの映像をね、見せるということについてはそんなに難しい話ではない。そしてあそこには道の駅には装置もありますからね。ようはDVDを持って行ってそれを入れれば映るはずでありますからね。そういうこともできないことはないというふうに考えております。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。はい、狩野議員。

○8番（狩野正雄）

ぜひ、よろしく申し上げます。次にですね、2番目にあのここにあります小水力発電、見てきました。その中でやはり発電力をパネルで表示してるっていうあれは非常にまあこれもあの道路に面したところにこういう写真、撮って来ましたけれども、簡単な表示なんですね。これ。ちょっとご覧になってください。

○町長（吉田弘志）

やあ、わかります。

○8番（狩野正雄）

あの、それでね、この表示によってですね、子どもたちが通学路になっているんです。それから、地域の人たちがこう散歩しながら、ああ今日何キロだって、子どもたちがですね、今日は56だなんて言いながら、こう通るんですね。で、本日の何キロ、それから累計、今月は何キロ累計で発電しましたよってということがこう表示されているんです。簡単な表示表なんですけれども、これ一枚作ることによってですね、すごく住民のですね、理解、それから子どもたちの、あの関心が高まったと。特にやはりこういうものをやることによって、子どもから家庭の中で、この上水道につけたもんですけれども、インフラ、水、それから電気、そういうものをですね、真剣に考えて教室なんかで、また家庭の中で話し合うような雰囲気ができてきたというんですね。蛇口をひねれば水が出る。スイッチを入れれば電気がつく。だけれども、それが大変なことなんだということをね、家庭の中で、また学校で、それから地域の中で話し合う場ができた。話題ができた。だからそういうインフラのことについて水を大切にしないといけない。電気を大切にしないといけない。そういうことを非常にあの、この、あの話題になって、これが環境教育だとか地域のあのまとまりだとか、そういうものにこうつながって自分たちの町はこう電気を、自分たちの町で電気をつくっているんだ。それを誇りにしてるということをね、非常に強調されていました。ですからあのわが町もですね、そういったものに習いそうですね、あのインフラとか今回、台風で大変な思いをしているわけですがけれども、そういった水が大切だということ、それから電気が大切だということ、日ごろからそういうものをですね、テーマにですね、あの知られ、感じられるような仕組み、あの取り組みというものをね、やっぱりできないもんかというふうに思って今回、一般質問しているわけですがけれども、そういうこと。それと小水力発電なんかでもそれを投資することによって10年間で元は取れちゃうって、あのすごくそれが水道料金が安く抑えられるとかそういうことも言ってましたけれどもね。そういったものと平行してやっぱりインフラというものを、やっぱり大切にする、あのそういう意識づけ、そういうものがこれからあのいろんな場で考えていく必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（埴淵賢治）

農業振興課長。

○農業振興課長（菅原義正）

あの今の教育の関係でございます。今年につきましても瓜幕中学校・鹿追中学校の1学年・2学年の社会科、地球学の関係だと思っておりますけれども、視察をいただいております。

小学校につきましても社会科見学ということでいろいろ見ていただいていますね、一応、鹿追のバイオガスパラントの仕組みについて勉強していただいているところでございます。今、お話の表示のパネルにつきましても、先ほどの町長の答弁の中でありましたけれども、施設の中では管理棟の中でモニターですね、リアルタイムで電気の状況だとわかるような状況であります。それを表にひっばってくる、その中でしたらまだ線のできるんですけども、違う場所に持っていくということになると、一番手っ取り早いのがインターネットの回線を使って出すと。あとそれでなければ有線で持っていくということになります。有線になるとやっぱりあのコスト的な施設を全部、線を張り巡らすということになりますので一番安価な部分についてはインターネットの、なんていうんですかね、無線で飛ばしてということになるんですが、またその仕組み的な、システムのものがまだうちの方にはございませんのでその開発費、それからインターネットとなりますとハッキングっていうんですか、そういうもので機械の操作をされても困るということで、今ちょっと検討をしているところなんです。先ほど町長の答弁の中でありましたように役場の方の案内パネルを今後設置をする予定ですので、リアルタイムではありませんけれども、1週間程度の数字、それから毎月の数字等々についてお知らせすることは可能かなと。それとその道の駅だとか、そういうところですね、モニターについてもそういう形で表示することは可能かないうふうに考えているところでございます。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。

○8番（狩野正雄）

や、ぜひ、よろしくお願いします。これで終わります。

○議長（埴淵賢治）

これで狩野正雄議員の質問を終わります。次に、1番、山口優子議員。

○1番（山口優子）

議長の許可をいただきましたので、通告にしたがって一般質問をさせていただきます。表題、新こどもセンター（仮称）建築計画と発達支援センターについて。ご答弁は町長にお願いいたします。認定こども園、子育て支援センター、学童保育所の機能を有した総合施設、新こどもセンター（仮称）の建築計画について、平成28年6月議会において、工事基本設計の予算がとおり、いよいよ具体的に動きだしたことは大変喜ばしい事であると思います。町長の推進していらっしゃる幼・小・中・高一貫教育、また、妊娠期を含め

た0歳から18歳までの切れ目のない子育て支援の拠点として、未来を担う子供たちのために建築される、まさに鹿追町の子育て環境の向上の象徴となる施設になるであろうと、私自身を含めた多くの町民の期待と注目が集まっている事業です。そこで、この新こどもセンター建築計画についてお伺いします。1、建築に向けた準備作業とスケジュールについて、今春に新こども園建築検討委員会からの答申が出され、これから設計・建築業者の選択、保護者や住民に向けての意見を聞く会、基本設計、実施設計と進んでいくと思いますが、今後はどのように進めていくのか、改めてスケジュールをお伺いします。また、業者の選定について、プロポーザル方式で選ぶと伺いましたが、金額入札ではなく、町のコンセプトに対し、どう提案するかという今回のような場合は、公開プロポーザル方式でできると思いますが、いかがでしょうか。町長の進めていらっしゃる協働のまちづくり、情報公開の具体的手法として、公開の場での協議というのは有効ではないでしょうか。まちづくりに対する情報提供と町民意識の高揚、政策形成過程への町民参加ということは、鹿追町の第6期総合計画にも記されていますし、このようなことをきっかけに、まちづくりに興味を持つ町民を増やし、ひいては将来のまちづくりの担い手を発掘することにもつながっていくかと思えます。この新こどもセンターは、町民からの関心も高く、予算的にも大きな事業ですから、保護者、先生方、議会も交えて町民も巻き込みながら、丁寧に説明を繰り返し、夢をみんなで描くようにしながら開園まで持っていけるような進め方を大いに期待いたしますが、いかがでしょうか。2、児童館の機能と発達支援センターもこの施設の中に統合するべきと考えますが、いかがでしょうか。鹿追町には児童館がなく、冬の間や雨の日にも身体を動かして遊べる屋内の子供の遊び場が欲しいという声が多数あるので、屋内遊具を設置した出入り自由の児童館の機能も学童保育所と併設して考えるべきだと思います。また、発達支援センターについては、平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、平成28年5月に発達障害者支援法が改正され、これらは、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら、ともに生きる社会の実現を目指すもので、他の者との平等を基礎として、区別や制限をしてはならないとなっています。国の第3次障害者基本計画の基本原則にも、地域社会における共生が謳われており、教育の分野においても、障がい者を分けないインクルーシブ教育を構築することとなっています。また、国のまち・ひと・仕事創生基本方針においても、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として、子育て世代包括支援センターを整備することとなっており、一カ所で育児相談、情報提供、交流、支え合いができることにより、地

域の子育て力の向上を図ることとされています。特別な支援を必要とする子どもたちのケアを町としてどうしていくか、受け入れ姿勢、方針を示し、早期発見と、子ども・家族支援、専門性のある総合的な支援体制の確保が求められています。子どもたちにとっても保護者にとっても、ワンストップで子育て支援が受けられることは、利便性の向上につながることで、また、子どもとその家族を地域で孤立させないこと、発達障がいを含む障がい者に対する周囲の理解の促進が図られること、多くの目による見守り体制、先生方の連携とスムーズな引継ぎ、情報共有によつての切れ目のない適切な支援ができること、などの多くのメリットが考えられます。以上のことから、児童館並びに発達支援センターは、この新こどもセンターの中に設置することが必要であると思いますが、いかがお考えでしょうか。関連して、3、発達支援センターのあり方と支援の体制について、現在の発達支援センターの体制は、保育士の先生3名であり、当事者の保護者や、ペーパーミントの会の方から、療育のために町外に通っている状況なので、児童発達支援専門の臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士などの有資格者を常勤で配置して欲しいとの声があります。現在0歳から18歳までの特別な支援を必要としている子どもたちは全体のおよそ7から10%いるといわれています。これだけの数の子どもたちを長年ケアしていくために、有資格者も含めた先生方の体制も含め、今後、町としてどのように考えているかお聞きします。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

山口議員からは、新こどもセンター建築計画と発達支援センターについて質問をいただきましたので、順次お答えを申し上げます。1点目の建築に向けた準備作業とスケジュールについてお答えをいたします。今回は指名プロポーザル方式として、9月23日に町民公開によるプレゼンテーション及びヒアリング等を行い、決定後に設計事務所からの提案を含め、答申内容を具体化した計画素案を作成し、本年11月中旬ころには2案ないし、3案程度をお示しをして、こども園父母、町、設計者3者の基本的な考え方の確認を行なって、方向性の統一を行なったうえで、本格的な設計作業に入りたいと考えております。また、中間での何回かの意見交換を繰り返しながら、基本プランをまとめ、終了後は基本図面の作成、工事費の算出を行う予定となっております。実施設計については、現在のところ国の予算を考えており、補助を考えており、29年4月に30年度の概算要望を行いまして、30年実施設計、31年から32年度にかけての工事施工という予定を組んでい

るところであります。さらに、今回、議会に対しまして、これらの建設にあたっての調査特別委員会を設置をお願いして、11月末を目途にして、先進地調査等を行なってそのご報告をお願いする予定としております。私としては、広く意見を伺いながら、良い内容のものを作ってまいりたいというふうに考えております。2点目の児童館の機能と発達支援センターもこの施設の中に統合すべきについてでありますけれども、ご承知のとおり、鹿追町には、児童館はございませんが、子どもたちがいつでも利用可能な図書館、学童保育所、町民ホール、体育館等、これまでも惜しみなくこうした環境については、提供をしておいでいるところでありました。このことについては、現状をご理解をいただければというふうに思っているわけでありまして、発達支援センターにつきましては、以前は、清水町と共同運営をしておりましたけれども、保護者の負担が大きいことから、平成20年6月に支援センターを開設をし、通所の負担軽減、あるいは支援体制の充実を図ってきたところでもあります。特別な支援を必要とする児童、生徒は、近年の少子化傾向にある中で増加をしておいで、障がいのある子どもと、障がいのない子どもたちができるだけ同じ環境の中で生活が送れるようにということを考えているところではありますが、これらの点につきましても、ご指摘のようにインクルーシブ教育システムが推進をされていることが望まれるわけでありまして、必要とする教育環境の整備と、特に人的な体制などの課題解決が必要であり、まずは義務教育の現場において、国の方針に基づいて順次内容の充実を図ってまいりたいと考えているところでありまして、議員言われるとおり、関連する施設がひとつの屋根の下に入って、一カ所ですべてができると、これは、私も極めて理想的であるというふうに考えているところでありまして、議員ご指摘のように、相当の予算が一緒になればかかります。同じスケジュールの中で、すべてが建設できるかということになれば、私は、かなり厳しいものがあるというふうに考えているところでありまして、したがって、連携と、有機的な連携というものが必要でありますから、これらが可能な私は施設の配置等々を考えて連携できるように、全体的なプランを作らなければならないというふうに考えております。例えば、こども園、その中にすべてを入れれば核となる遊戯室等々については、年齢の違う子どもたちが一緒にということにもならない。小さい子どもと、大きい子どもが同じ域内で活動ということであれば、やはり危険ということも出てくるわけで、従って、私は今この他に高齢者の方々が利用されるゲートボール場、この建築についても考えているところでありまして、これらも含めて私は有機的な結びつきのできる、そういう配置を計画的に建設できるような、スケジュールを作っていきたいというふうに

考えているところでありますので、このことについては、それぞれの調査状況がもう少し明確になった時点で議会にも相談をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思っております。3点目の発達支援センターのあり方と支援の体制についてでありますけれども、現在、支援センターには39名の幼児・児童・生徒が通所をしており、それぞれに合った個別支援計画が立てられ、発達課題に応じた専門的な療育を行なっているところであります。療育の有資格者を常勤で配置ということでもありますけれども、現在は、作業療法士、発達支援専門員、更に言語聴覚士の方々と、これは、外部に人材を求めて契約をして行なっているところであります。こども園、地域保育所、乳幼児健診など広範囲で支援をいただいているところであります。なお、本年度は、療育の有資格者ではありませんけれども、社会福祉主事任用資格及び児童指導専任職員としての有資格者を配置をしているところであります。このことについては、私は順次、理想の配置をしていくように考えてまいりたいと思っておりますので、早急にですね、すべてを満足させなければならないと、理想に持っていくということについては、かなり至難な問題が出てくると考えておりますので、この辺については、そうした努力を重ねることについてご理解をいただいて、時間をいただければというふうに思っているところであります。以上、答弁にさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。山口議員。

○1番（山口優子）

1点目の、プロポーザルを公開でされるということでした。これは素晴らしい取り組みだと、とても思います。町民の皆さんは、協働のまちづくりというような言葉を聞いたことがあっても、協働とは何かという、その、協働の理念というのが必ずしも町民皆さんに広く理解されているということは言い難い現状であると思います。町に対して、こうして欲しい、ああして欲しいという要望ももちろん大事なんですけども、町民は一方的にサービスを受ける側ではなくて、主体的にまちづくりに参加してもらおうということが地方自治の根幹で、そのためにどうしていくかというのを町民とともに考えていかなければいけないと思います。ですから、今回の公開でされるという取り組みは素晴らしいことだと思います。上士幌町の事例なんですけど、人口減少が進む中で、北海道大学からまちづくりアドバイザーを呼んで、町内に点在している老朽化した建物を、どのように今後配置していくか、機能を市街地中心に集めるコンパクトシティの考えを取り入れて、どこにどの

設備、施設を配置するかということ、レイアウトの案も含めて住民でワークショップを行なって考えていったそうです。鹿追町でもそのような取り組みを真似してできないかなと思いますし、このこども園の件に限らず、情報公開や住民の意見を反映させるような取り組み、意見を言える場作りは、どんどん、今後も行なって行って欲しいと希望します。2点目の児童館についてなんですけれども、町長は、図書館など、町民ホールや体育館などがあるのではというお話でしたけれども、やはりその今の子どもたちは、さんまがなくなつたと言われているそうです。さんまというのは3つの間という意味で、仲間、時間、空間がないので子どもがうまく遊べないということがあるそうです。やはりひとつの共通した子どもたちが集まる空間というのが、コミュニティを作り出す、仲間を作り出すということにつながるのかなと思いますし、児童館といっても、児童館の部分を増築するということではなくて、学童と同じスペースを共有して使うこともできますし、そうすると、工事費用というのはほぼかかりませんので、実際にそうしている市町村も多いので、そういうお金をかけなくても児童館の機能を作るということではあるので、そういうことも考えていっていただきたいと思います。続いてその発達支援センターについてなんですけれども、これから20年先、30年先を考えた時に、このこどもセンターというこの施設の充実が、子どもを持った子育て世代の親が鹿追に移住しようか、どうしようかということを考える最も大きな条件のひとつになってくるかと思っています。鹿追町の少子化対策、子育て支援、若い方に移住してもらうのであれば、20年先、30年先を見据えて検討する余地があるのではないかと思います、今回、議論のテーマとして取り上げさせていただいています。発達支援センターについて、別の場所に切り離して設置することについて、十分な議論がなされていないのではないかと思います。発達支援センターだけを一緒にしない理由、切り離す理由は何かということを疑問に思い、質問させていただきましたけれども、町長からは一カ所でやるというのは理想であるけれども、予算と時間がかかるから厳しいというお話でした。連携することが可能な施設の配置を考える、高齢者も含めた有機的な交流できる施設も考えるということでしたけれども、今回その鹿追町の発達支援センターを別の場所に配置するという事について、私なりに保護者や専門家の方から話しを聞いてきました。発達障がいを持つ子の保護者の方、ペパーミントの会の保護者の方、発達支援担当の先生、小学校の先生、帯広養護学校のコーディネーター、パートナーティーチャー派遣事業の先生、子育て支援地域コーディネーターの先生方、音更町の通所施設、帯広市の通所施設などに伺って話を聞いてアドバイスをもらいました。他の市町村の事例も実際に

新得町、芽室町、足寄町、上士幌町に行って現場も見て、先生方にお話を聞いてまいりました。まず、保護者の声ですけれども、場所が分けられると、発達支援の部分が手薄になるんじゃないかという心配があるということでした。できれば一カ所に、分けなくて欲しいという声が多かったです。私が話しを伺った専門家の先生方は、皆さん全員が発達支援だけを別の場所に分けるのは好ましくないというご意見でした。発達支援センターの敷居が高くなり過ぎてしまって、相談し辛くなってしまおうということでした。これは、芽室町の事例ですけれども、発達支援センターだけ別の場所に独立してあったんですけれども、敷居が高くなってしまって相談しづらいという声が出て、敷居を下げるため、あえて後から最近子育て支援センターを併設したそうです。新得町についても、子育て支援センターの中に、発達支援センターは拠点を移しています。上士幌町は、こども園と子育てセンターと地域サロンが一緒に、発達支援センターについては、生涯学習センターの中に、学童と同じ場所にあります。学童と発達支援センターと高齢者サロンと図書館をひとつの生涯学習センターの中に配置して、お互い交流できるような施設を今建設中です。伺ったのは、やはり発達支援センターだけが地域で孤立しないような取り組みを考えているということでした。足寄町でもこども園どんぐりと発達支援あゆみ園子育て支援センターは一カ所にあります。別の場所へ行って発達の相談をしてくださいと言うのと、じゃあ隣の部屋で相談しましょうというのとでは、親の受け止め方も敷居の高さも大分変わってくると思います。鹿追町も、一体化した子育ての拠点というものを作るのですから、ワンストップで相談、交流、支え合いができるような、そういうことが望ましいと思います。いかがでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長

○町長（吉田弘志）

お答えを申し上げますが、まずひとつは、プロポーザルでやるということについては、ご理解をいただいたというふうに思っております。いろいろ例を挙げてね、素晴らしい町を紹介していただきました。私どもは、それ以上のものを作りたいという理想に燃えておりますから、そういう意味では、そういうところがあれば、視察等々調整をして実施をしていきたいというふうに思っております。はじめにね、お話しておきますけれども、私はあの、山口議員おっしゃっていることは、全部理解できます。そのとおりにしたい、あげたい。ひとつの屋根の下で機能をあれもこれも全部持ったもの、これがいいなというふう

には思います。そうすれば、隣に行くのも雨にもあたらない、風にもあたらない、そういう部分の中でできるというふうに思っておりますけれどもね、だから私はあの、別の場所に作るというふうには言っていないよ。別の場所というのは、連携も何も取れないような、私はそれは、廊下だとかそういうものでつないでいくという、ただいっぺんにね、ひとつの屋根の下にドーンと大きなものを作って、その中に全部機能を入れていくということになれば、それは相当の予算が必要になる。少なくとも今回のこのこども園というのは、保育所と幼稚園を一体化をして、いわゆる保育と教育というものを一緒にできるような、そういう改革を含めての施設を作ろうという考えでありますから、そこにおっしゃられるように支援センターも必要であるね、学童保育も必要かも知れない、いろいろあります。ですからそれは、年次計画でやるにしても、私は機能的にはね、ひとつというような考え方の中でできるような方向での位置づけをしていきたいということでありますから、玄関出てまた別の玄関から入っていくというようなものではない形にできればしたいと。ただ、同じひとつの屋根の、今お話したように、保育園だけでも相当な、こども園だけでも予算がかかります。そうすると、今おっしゃられるようなものをひとつの場所に、ひとつの屋根の下で作るということになれば、マンモス的な私は施設を作らなきゃいけないのではないか。それは無理だというお話をしておりますし、また、それぞれを作るにしても、やはり、国等の支援を受けなければいけない。補助金にしても、それぞれ違ったところに財源を求めていくということになれば、一発やるというのはかなりきついですよというお話をしているのであって、理想はね、それに近づけていこうというふうには考えておりますから、そのことをご理解いただきたい。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

質問の途中ではありますけれども、ここで一旦暫時休憩とさせていただきます。再開は11時10分とします。

休憩 10時58分

再開 11時10分

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。再質問ありますか。山口議員。

○1番（山口優子）

町長のご答弁では、発達支援センターまでもこのこどもセンターの中に含めてしまっただけで、莫大な予算となってしまう、お金がかかり過ぎてしまうというお話でした。私もただ

闇雲にお金をかければよいとは思っておりません。ただ、この発達支援センターというのは、例えば小学校や中学校などと同じように、お金がないからそれは行えませんというような性質のものではないと思っていますし、発達支援センターをまとめても、お金をかけないようなやり方、工夫はいくらでも皆さんの、それこそ町民の皆さんと知恵を出し合えば、お金をかけないで何とか同じ施設の中にできるのではないんじゃないかと思っています。鹿追町は、町長と職員の方のご努力で、健全財政を維持していますし、この発達支援センターがこども園の、この新こどもセンターの中にあるからといって、直ちに財政を圧迫するような状況ではないと、私は思っています。発達支援センターについては、今後、これから益々重要な位置を占めてくるであろうと思っています。発達障がいというのは、発達の仕方に偏りがあって、日常生活上に不自由さが生じている子どもで、障がいが原因で、対人関係が上手くいかなかったり、学習が進みづらいというような面があります。それは、決して本人の努力不足であったりとか、親のしつけ不足、親が甘やかしているからということではないということです。ただ、そういうことが、一般町民の方や、広く知られておらず、保護者の方への配慮として、プライバシーを守って秘密にしたいとか、同じ場所にしてほしくないという親が、一部いらっしゃることも事実なんですけれども、鹿追町は町として今後どういった方向を目指すのかというのを示すべきだと思います。目指すべきは、地域社会での共生、共生社会を目指すんだということを広く町民にも訴えていかなければいけないと思います。例えばその、発達障がいを周りの方に隠したいという保護者の方の気持ちというのは、尊重されるべきであると思いますけれども、それをずっと秘密にしてその子どもが必要な支援が果たしてちゃんと受けられるのかどうか、ここでいう支援というのは、行政からの支援だけではなくて、地域の人や、友達からの支えというのも含められます。その親子が地域社会で孤立していくということにつながるかなと思いますので、そういう意向のある保護者の意識改革も必要ですし、また、周りの子どもたちにもきちんと説明していかないといけないと思います。先生が、この子は特別な個性がある子なんだよということを説明してあげるだけで、子どもたちでもちゃんと分かりますし、そういうことをきちんとしていかないと、仲間外れになったり、それがいじめにつながったり、不登校につながったりしていきます。行政は、障害者差別解消法により、合理的配慮をしなければならないというふうになっていますけれども、それは、発達障がいのある子どもが、能力を発揮するために配慮するという意味です。インクルーシブ共生社会といっても、なにもこれは障がい者だけのことをいっているのではありません。男性、女性、高齢者、

子ども、すべての人が地域から誰も排除されるということがなく、一人一人が大切にされて、その人らしい人生が送れるような地域社会というのを目指すんだという、行政としてのスタンス、立ち位置、目指すべきは共生の社会なんだということをはっきり示すことが必要であると思います。そういう姿勢を示すことによって、障がいを隠したいというような親も障がいを受容して強くなれるきっかけにもなったりしますし、同じ施設の中にあることによって、そういう周りへの啓蒙を促していくことにもつながると思います。それこそが行政の役割であると思いますし、場所を分けると、例えば療育はひとり1時間ということになっていますけれども、その送迎に時間がかかってしまって、1時間の療育が40分に減ってしまったりですとか、また、公用車を配置しなければならなくなるかもしれないという懸念もあります。このこどもセンターの先生方の職員室においても、平面プランでは数カ所に分かれていましたけれども、これも一カ所にまとめて、スムーズな引継ぎ、先生方の情報の共有、連携ができるということのメリットを最大限取れるために、職員室も一カ所にまとめるべきであると思います。町内の障がい児の相談件数というのは増えています。平成26年度は延べ315件、平成27年度は510件ということで増えていますし、町内に療育に通っている子どももいますけれども、町外に通っている子どももかなりいらっしやって、その子たちの数は、町の資料には出てこないということです。発達障がいと認定はされていないものの、経過観察が必要な低年齢児も増えてきている現状にあります。ですので、こども園と同じ場所に配置して、先生方複数の目によって見守って早期発見、それから早期治療につなげていく。で、親子を地域から孤立させないという点でも、やはり同じ場所に設置して欲しいということを再度検討していただくようお願いいたします。現状ですね、発達支援センターの今度は建物ではなく、中身の話なんですけれども、支援員の配置などを、順次やっていくということでご答弁いただきました。現在の発達支援センターの課題として私が感じていることを5つ挙げさせていただきます。1つ目、早期療育は成果が出やすいので、早期発見、早期支援の充実、そのために気軽に相談しやすい環境づくりというのが必要であると思います。2つ目、専門性を要する検査や、評価が行える職員がいないのが現状ですので、支援センターの職員さんが研修を沢山受けて、スキルアップをされていることはとても素晴らしいことだと思いますし、保護者からの評価も高いんですけれども、やはり保育士では専門性を持ち合わせていないので、有資格者や、18歳まで、または就労までずっと丁寧に見ていただけるようなコーディネーターが必要であると思います。3つ目、幼児期から将来の就労に向けてまでのライフステージをまた

ぐ継続的な支援が横の連携で福祉、教育、医療との連携で引き継がれていくシステム作り、4つ目、ペアレントトレーニング、そして親も子どもの発達についてストレスや孤立感を高めているので、親にもケアが必要かと思います。その親子を地域で孤立させない横のつながりというものが重要だと思います。5つ目、発達支援センターの存在が、まだまだ一般の町民に知られていないので、多くの町民に啓発とPRをしていく必要があると思います。先ほどの質問と重複することが多いのですけれども、提案も含め述べさせていただきました。ご答弁をお願いします。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

素晴らしい意見だというふうに私は思います。ただ、今のね、その理想を完全なものにしていくとなれば、私は市町村、一市町村でできることかどうかということですね。ですから、今分担をしながら、人口僅か6千人に満たない町ができることの中で、最大努力をしてね、理想に近づけていくということでありましてね、今議員おっしゃられる内容を全部満たすということになれば、私はこれはもうとても町村でできるものではない、いや、それだけやってるんでしたら私はできると思う。その問題だけに取り組んでまちづくりをするということであればできないことはない。だけれども、やはり健常者もいればハンディを持った人もいる。そして福祉もその他の福祉もどんどん充実をさせなければいけない。ですから、私はできるだけ市町村でできることについては、財源的な問題も含めてしっかりと進めていきたいということで、少なくとも新しいこども園、これを核にしながら今お話をされているようなことについても、最大配慮のできる、私は構造を作っていきたい。これでその別な施設にすればバスが必要になるだろうなんかというお話しでしたが、私はそういうことを考えているわけではありませんから。やはり同じエリアの中でね、全部つなげるように、イギリスのピカデリーサーカス、あれは放射状になっていますよね。ああいうようなことをね、やっぱり福祉施設全体のものに取り入れた考え方で配置等々を考える。そして、今本町においては、日勝館と町民ホールがポロでつながっていますよね。ああいうような形、あの廊下も私は長すぎるなと思っているんですけど、できるだけ近くにコンパクトな形で配置できる、そして、予算等の確保もね、それぞれが違うだけに、一緒くたに同じ屋根の下にこの部屋作ったよ、それじゃその分について何かあるんですかといったら、恐らくそういう方式でいけばないと思います、私はね。ですからそれらも上

手に使っていくことによって、私はこうした今おっしゃられるようなお話も理想に近づける、実現させることができるのではないかと、お話をさせていただいているわけです。誰も好んでハンディを持った子に育ててきてるわけではありません。本当に親御さんたちはね、苦勞していると思います。そして、社会としてもそれをしっかりと支えていく構図を作る、これがやはり必要だということも理解できますから。今後ね、これらについても、仔細設計の段階でどういうふうになっていくのかも含めて話し合いをさせていただきたいというふうに考えていますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

山口議員、再質問ありますか。

○1番（山口優子）

ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

それではこれで山口優子議員の質問を終わります。次に4番、台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

議長のお許しをいただきましたので、通告にしたがいまして一般質問をいたします。進化するグリーンクリーンエコエネルギー、全国から期待されているという標題であります。地方創生で、農業と観光が脚光を浴びている。おいしい農畜産物の食材もたくさんあり、地方では当たり前のこととなって宝となっているところであります。国が農業や観光を成長戦略の柱に掲げるのは、地方経済を牽引する産業と位置づけているからであります。環境を重視したバイオガスプラントのある農業、観光とジオパーク、そして小中高一貫教育と、それぞれリーダーをとりながら町の活性化を進めている鹿追町であります。全国から視察や研修のために多くの人たちがこの鹿追町を訪れております。愛知県田原市議会から、自然豊かな地域における環境保全策はということで、埼玉県小美玉市議会の議員と行政の幹部職員総勢17名。また、茨城県議会議員と県の幹部職員。それぞれ全国、それぞれ自然と人と農業と環境という連携についての研修であります。クリーンなバイオガスと再生可能エネルギーの新しい産業化が地域創生のモデルとして注目されているところであります。グリーンの大地にクリーンな産業でエコエネルギーの創生、それが進化している鹿追であります。10年前に1基目のバイオガスプラント、そして今年2基目も本格稼働できました。このバイオガスプラントから出る消化液の利用で環境へは負荷が軽減され、化学

肥料の減肥となっております。作物への土壌改良効果や、家畜に対する飼料内容の改善等、優れた有機質肥料としての有効性が考えられているところであります。今年から始まるバイオガスの再生可能エネルギーを活用して、水素が製造、供給されます。水素電池自動車や燃料電池への利用が実証されれば、災害時のエネルギーの自給もできて、移動式の発電機等として広い利用が期待されているところであります。これからもさらに進化する鹿追型グリーンクリーンエコエネルギーはどんな夢があるのでしょうか。1つとして、バイオガスの余熱による新しい作物栽培として、ハウスでのミスト栽培試験のお考えはいかがでしょうか。消化液利用の可能性はどうでありましょうか。第2のプラントができることによって、雇用の増加が図られ感謝されております。これからの雇用の場はどんなことが考えられるか。2つ目、農業のスタイルが多様化へ向かっております。新エネルギー産業、景観保全、肥料農薬を減らす環境保全型農業。新しく起業する6次産業化等があると思いますが、町長が考えるわが町の将来性はどのようなものでありましょうか。以上について町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（埴渕賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

台蔵議員からは進化するグリーンクリーンエコエネルギー、全国から期待されていると題しまして、2点についてご質問をいただきましたので答弁をさせていただきます。狩野議員の答弁でも申し上げましたけれども、平成19年10月より環境保全センターが、また、本年4月より2基目の瓜幕バイオガスプラントが本格的に稼働し、現在、順調に運転が行われているところであります。瓜幕バイオガスプラントにつきましては、台蔵議員もご承知のとおり、処理量日量210トン、成牛換算で3,000頭の規模であり、中鹿追バイオガスプラントと比較をいたしまして、2.3倍の処理能力を持った施設であります。また、発電能力につきましては、1メガワットの発電機を設置をし、年間560万キロワットの発電を予定しており、これに伴う余剰熱も約倍程度が予定されているところであります。さて、1点目のハウスでのミスト栽培試験の考え方はであります。消化液利用の考えは、雇用の場はどうかということでもありますけれども、現在、町では、本年4月より本格稼働した瓜幕バイオガスプラント発電機から得られる余剰熱の熱エネルギーの有効活用方策について検討しているところであります。中鹿追バイオガスプラントでは、議員ご承知のとおり余剰熱を活用し、チョウザメ飼育、マンゴー栽培、さらにはさつまいも貯蔵の

ための加温用エネルギーとして活用しているところであります。本事業により、本町の新たな特産品として期待をされているところであり、また、事業が軌道に乗るようになれば、雇用の増加も見込まれ、地域経済の活性化が期待をされるところであります。瓜幕バイオガスプラントにおきましても、昨年度実施をいたしました調査におきましては、相当量の余剰熱が確保できることから、ハウス栽培等について規模や作物品目、栽培方法について現在検討を続けているところであります。台蔵議員よりご質問のありました、ミスト栽培についても、検討の中に入っており、今後、ミスト栽培事業の可能性については、先に先進地の視察調査をされた議員の方々のご意見等をいただきながら、さらなる実証実験も必要と考えているところであり、事業性や採算性について検討研究が必要と考えております。また、ミスト栽培における消化液の活用についてであります。バイオガスプラントの処理過程で生産をされる、安心、安全な有機肥料である消化液を活用したいと考えているところであります。しかし、これまで水耕栽培等の養液栽培においては、一般的には、有機肥料は腐りやすいために、化学肥料を活用しているというのが通例であります。が、近年、農業・食品産業技術総合研究機構におきまして、養液の中には有機物を無機化する微生物を棲息させ、養液の中には有機肥料を直接添加することを可能にする技術開発をしたと聞いております。この技術では、有機肥料を養液内に直接添加するため、有機肥料に含まれている成分が、無駄ではなく作物に吸収されるという特徴がございます。本技術がミスト栽培でも活用できるかどうか、調査をしなければなりませんけれども、これらも参考にしながら有効活用をしてまいりたいと考えております。瓜幕バイオガスプラントの余剰熱を利活用し、ハウス園芸等の事業が実施されれば、雇用の増加も期待でき、若者の都市流出防止、瓜幕の自然体験留学に伴う移住なども促進され、人口の増加につながるものと考えております。また、高齢者や障がい者が就農する農福連携が推進できるのではないかとすることも考えているところであります。次に2点目の、わが町の農業の将来性についてでありますけれども、農業を取り巻く情勢は、全国的には高齢化や後継者不足により、耕地面積が減少傾向で遊休耕作地が増えている状況であり、農業産出総額も年々減少の傾向にあります。また、円高による農業資材や飼料の高騰、TPP大筋合意による将来の影響に不安などが懸念される材料が山積しているところであります。一方、北海道や鹿追町の状況は、耕地面積は宅地等への転用や遊休などにより、微減となっておりますけれども、農業生産額については、近年の豊作、あるいは酪農畜産の価格上昇等で増加となっており、ご承知のとおり昨年27年の鹿追町の農業生産額は、過去最高の214億5,200万円

となったところであります。この素晴らしい成果につきましては、農家個々の経営努力はもちろんでありますし、JA、普及所等関係機関の適切な指導の賜物であるというふうにも考えているところであります。感謝を申し上げます。また、最近、酪農を中心に、法人化が進み、後継者も兄弟で経営をするところも増加をしております。さらには搾乳ロボットの導入など、大規模経営化が一層進んでいると考えております。さて、台蔵議員ご質問でありますけれども、鹿追町の農業の将来性でありますけれども、日本の食糧基地である十勝鹿追として、自信を持って安心安全でおいしい農畜産物を国内外に供給することだと、これを目指していかなければいけないと思っております。バイオガスのプラントの処理過程で生産される、環境にやさしい有機質肥料である消化液の利用により、化学肥料の減肥を促進し、安心安全な農畜産物であることを国内外に示し、また、商工業者等と連携して加工等を開発する6次化も進めなければならないと考えております。また、再生可能エネルギーであるバイオガスから水素を製造し、トラクターなど農業機械に利用できるようにすれば、さらに環境にやさしい農業を実践している鹿追町のイメージアップにもつながると考えております。しかし、一方で、大規模化等による農地や担い手、労働力不足が問題となってきております。農地の拡大については、農地以外の遊休地、例えば砂利採取跡地や管理されていない山林を農地とするなど、購入費や造成費など、いろんな課題はありますが、農業委員会とも連携しながら、これらの業務を進めるということも必要と考えております。また、労働力不足の対策としては、賃金や福利厚生など、使用者が考えなければならない部分もあると思いますが、現在、本町でもピュアモルトの研修制度等による就農者の育成も行なっており、今後は、男性も含めた即戦力となりうる農業労働者の育成、研修システムの構築なども関係機関と検討してまいらなければならないと思っております。因みに、ピュアモルト研修生につきましては、これまで10名という枠で抑えておりましたけれども、今年から15名を目標にして増員を図っているところであります。現在本町には13名の研修生が新しい今年度的人员として来ていることをお話をさせておきたいと思っております。さらに、本町農家の経営規模が大型化傾向の一方で、後継者問題から離農、規模縮小、土地余り、人口減少ということも予想され、新規就農問題も視野に加えての取り組みが必要と考えております。いずれにしても、本町の基幹産業である農業の発展のために、基盤整備の推進と状況に応じた振興策を的確に講じてまいる所存でありますので、一層のご協力、ご指導をいただければというふうに考えているところであります。以上、答弁に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。台蔵議員。

○4番（台蔵征一）

ただいまのご答弁の中で、行政側もしっかりと対応していただいで進んでいるということ、私、了承、理解しております。それですね、1点目のハウス栽培のミスト栽培という、鹿追においてはあまり聞きなれない方法でありますけれども、今年の7月に新潟県の妙高市というところへ研修に行つてまいりました。町の政務活動費を利用させていただいて、もう1名の議員と2人で研修してまいりました。このミスト農法というひとつの農法があるんですけれども、基本的には、農薬を使わないで、安全で栄養価が高く、苦味の無い、苦味がないっていうのは、化学肥料を吸収していないという意味なんですけれども、おいしい作物を生産するために考え出した生産システム、というひとつのシステムとして構築されているということでもあります。これは、腐葉土を臭いをなくして土として使つて、それを高設棚、60センチほどの高い棚の上にパレットの上に8センチほど敷き詰めて、そこに苗を植えるという方法です。その苗が、根が伸びていくと、下に空間があるわけですが、その空間にどんどん下の方に根が伸びていって、私が見たものは大葉とハーブなんですけれども、その2種類ともですね、40センチぐらいの根が伸びておりました。その伸びた根にミスト、霧状にしたものを、液体の肥料を霧状にしたものを根に噴霧して、効率よく栄養と酸素を与えて通常の土壌で栽培するよりは成長が早いということでありました。10日ほどで根が出て、40センチぐらい伸びるのに約ひと月ぐらいということで、この時点ぐらいからミストをかけていくということでありました。約、大葉でありますと、一度苗を作ると半年間ぐらいはその大葉、生産ずっと続けていけるということでありました。ぜひ、私、現場を見させていただいて非常に感動いたしました。どうか職員を含めてですね、他の方も見ていただいで、こういう栽培もあるんだなということをご理解、勉強をしていただきたい。特に、今回新潟の妙高というのは、2メートルほどの豪雪地帯ということで、そういう所でハウス栽培ができるかということで、10年前ほどにそういう試験栽培を始めて続けているということでしたけど、やはり、新潟でも真冬でマイナス5度ぐらいまで下がるということで、加温しなければならないということです。ですから、ここでは都市ガスが通っているので都市ガスを利用していましたが、鹿追で、ぜひバイオの余熱をですね、利用して冬期間も生産できるようなシステムが構築されると非常に雇用の場も確保できるということでもあります。町長はご理解していただいでいますけれど

も、この辺のことでもう一度ご答弁いただければと思います。

○議長（埴淵賢治）

菅原農業振興課長

○農業振興課長（菅原義正）

妙高のミスト栽培につきましてはいろいろなインターネット等々で確認をしております。台蔵議員さんの方からもいろいろ資料をいただきましてですね、今、進めているところでございますが、町長の方からの先ほどの答弁にもありましたけれども、町長の方からも、一度ミスト栽培をですね、研究を、実際に簡単な施設を作りまして、その中でミスト栽培をやってみたらどうだと、いろんな液肥の部分、化学肥料の部分、いろんな部分でですね、少し実際にやってみたらどうだということを指示も受けていますので、そういう形で。あと、作物についても、いろんなものをその中で研究をしていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（埴淵賢治）

再質問、台蔵議員。

○4番（台蔵征一）

ぜひ前向きに鹿追のバイオガスの余熱をですね、最大限に利用して進んでいきたいなと、私も協力させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ます。2点目の多様な農業がということをお私敢えて出させていただいたのはですね、私このグリーンクリーンエコエネルギーというのは、町長以前にひとつの町のテーマとして挙げて推進してきたことに関して、私も非常にこの言葉が鹿追に相応しいなということは、今も思っております。その上でですね、農業推進、それからその農業から得られる様々なエネルギーの再利用、これほど素晴らしいバイオのものがですね、10年前からわが町鹿追では稼働しているということが、全国的にやはりすごい興味を持たれている内容であるということで、私もその場に立たせていただきましたけれども、やはり皆さん一様に素晴らしいということで、感動されておりました。それで、いろんな資料を見てもですね、この鹿追型と言い切れるわけではありませんけれども、鹿追が取り組んでいる方法というのですね、やはり先ほども町長答弁いただきましたけれど、いろいろな農業の一面でも、大型化のみならず、やはり小さくてもやっつけける経営が存在していかなくやいけないということがですね、全国的にそういうお話も出てきている。まして今、先進地でありますヨーロッパがですね、やはりそういうことも考えながら、特に定年退職された方でも農業に係

わり、そこで地域とのコミュニケーションをとりながらですね、農業生産システムというものを地域で確立するというふうんはことが先進国ではされてきているというわけなんで、やはり鹿追も今まで大型化ということが中心で進んできましたけれども、今後はいろいろな方向で検討していく必要があるのかなというふうに思います。それで、もう終わりにしますけれども、今回、8月の末の4つの台風、非常に北海道に我々にとってはですね、経験のない災害というふうに行政側も受け止めていただいていると思います。町長先頭にしてくださいね、災害対策、後の今、農業被害等調査していただいていますけれども、どうぞお身体に気をつけてがんばっていただきたいと、そのことをですね、先ほどお話ありましたその水素、ぜひ夢の持てる事業というふうに私も思いますので、今回、幸いにして鹿追は電気も水も止まらなかったということが、本当に私は幸いしているなど、災害の時にですね、水と電気が止まるのが、生活、インフラがストップしてしまうということの一番重要な部分であり、まして私こういう仕事柄、酪農というのは水がないと本当に大変な思いをします。そういう中でこの水素がですね、発電機の役割をしてくれるというふうな、蓄電池作っていただいて、発電をできればですね、公共施設、それから農業分野に於いて活用できているということで、非常にあの、先進的な技術としてまた注目を浴びていけると思いますので、どうぞそういうことも研究の中に入れていただいてですね、推進していただきたいということで、質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（埴淵賢治）

答弁は。

○4番（台蔵征一）

よろしいです。

○議長（埴淵賢治）

それでは、台蔵議員、征一議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会します。

散会 11時52分

平成28年第3回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 3号

日時 平成28年 9月20日(火曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

- | | | | |
|-------|-----|-----|-----------------------------------|
| 日程 1 | | | こども園建設等調査特別委員会の設置について |
| 日程 2 | 発議第 | 1号 | 平成28年8月の連続4台風による災害対策に関する意見書 |
| 日程 3 | 発委第 | 2号 | 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書 |
| 日程 4 | 議案第 | 75号 | 平成28年度鹿追町一般会計補正予算(第6号)について |
| 日程 5 | 議案第 | 76号 | 平成28年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程 6 | 議案第 | 77号 | 平成28年度鹿追町下水道特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程 7 | 認定第 | 1号 | 平成27年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程 8 | 認定第 | 2号 | 平成27年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程 9 | 認定第 | 3号 | 平成27年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程 10 | 認定第 | 4号 | 平成27年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程 11 | 認定第 | 5号 | 平成27年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程 12 | 認定第 | 6号 | 平成27年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程 13 | 認定第 | 7号 | 平成27年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について |

日程14 認定第 8号 平成27年度北十勝消防事務組合一般会計歳入歳出
決算認定について

〔平成27年度各会計決算審査特別委員長報告〕

日程15 同意第 3号 鹿追町教育委員会委員の任命について

日程16 同意第 4号 鹿追町教育委員会委員の任命について

日程17 同意第 5号 鹿追町教育委員会委員の任命について

日程18 同意第 6号 鹿追町公平委員会委員の選任について

日程19 委員会の閉会中の継続調査申し出について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（11名）

1番 山口 優子議員	2番 武藤 敦則議員	3番 畑 久雄議員
4番 台蔵 征一議員	5番 加納 茂議員	6番 上嶋 和志議員
7番 川染 洋議員	8番 狩野 正雄議員	9番 吉田 稔議員
10番 安藤 幹夫議員	11番 埴渕 賢治議員	

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 吉田 弘志
農業委員会会長 櫻井 公彦
教育委員会教育長 大井 和行

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松本 新吾
総務課長 喜井 知己
企画財政課長 渡辺 利信
町民課長 島 かおる

農業振興課長	菅原義正
建設水道課長	津田祐治
商工観光課長	西科伸之
兼ジオパーク推進室長	
福祉課長	佐々木康人
瓜幕支所長	檜山敏行
病院事務長	菊池光浩
子育てスマイル課長	浅野富夫
消防署長	内海卓実
会計管理者	松井裕二
総務課総務係長	武者正人
企画財政課財政係長	佐藤裕之

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	大前健也
社会教育課長	浅野悦伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長	櫻庭力
------	-----

9 議会事務局職員出席者

事務局長	黒井敦志
書記	坂井克巳

平成28年 9月20日（火曜日）午前10時00分 開議

○議長（埴淵賢治）

これから本日の会議を開きます。ここでご報告を申し上げます。野村英雄代表監査委員が所用のため、欠席する旨の届出がありました。以上で報告を終わります。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程1 こども園建設等調査特別委員会の設置について

○議長（埴淵賢治）

日程1、こども園建設等調査特別委員会の設置についてを議題とします。こども園建設等に関する調査については、議長を除く10人の委員をもって構成するこども園建設等調査特別委員会を設置し、これを付託の上、調査することといたします。と思います。なお設置期間は委員会条例第4条第3項により審議されている期間といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

ここで、この特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため休憩とします。

休憩 10時01分

再開 10時11分

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。休憩中にこども園建設等調査特別委員会が開催をされ、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたのでご報告をいたします。こども園建設等調査特別委員会の委員長には加納茂議員、副委員長には台蔵征一議員、以上のとおり互選されました旨の報告がありました。以上で諸般の報告を終わります。

日程2 発議第1号 平成28年8月の連続4台風による災害対策に関する意見書

○議長（埴淵賢治）

日程2、発議第1号、平成28年8月の連続4台風による災害対策に関する意見書を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。提出者、安藤幹夫議員。

○10番（安藤幹夫）

発議第1号、平成28年8月の連続4台風による災害対策に関する意見書案、提出者、賛同者は記載のとおりです。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。朗読をもって提案説明をさせていただきます。平成28年8月の連続4台風による災害対策に関する意見書。北海道十勝地域（1市18町村）では、平成28年8月17日からわずか2週間に、台風7、11、9、10号が相次いで上陸、接近し、集中豪雨に伴う河川の氾濫などにより、住宅や農地への浸水被害及び道路、橋梁の崩壊や土砂災害が発生するなど、地域の全域で被害が発生し住民生活と地域経済に大きな影響を及ぼしている。この被害により、2名の尊い命が奪われ、2名が行方不明になっているほか、住宅被害は330件を超え、上下水道の生活インフラ、道路・鉄道などの交通インフラにも激しい被害があり、機能の回復もままならない状態である。収穫期を前に、畑の冠水・浸水による農作物被害や停電・断水による酪農での搾乳被害、さらに、河川から海に流失した大量の流木は、最盛期を迎える秋サケ定置網漁に障害を及ぼしかねないなど、影響は多岐に及んでおり、農林水産分野における被害も相当なものになるものと考えられる。つきましては、この度の災害からの迅速な復旧と住民の平穏な生活を一刻も早く取り戻すため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。記、1、4つの台風被害を災害対策法の指定する激甚災害として早期に指定すること。2、河川の被災箇所早期復旧及び再度災害防止のための治水対策を早急に進めること。3、農林水産業関係に甚大な被害が生じ、今後の生産等への深刻な影響が懸念されることから、被災生産者などへの十分な措置を講じること。4、災害復旧事業の財源となる地方債の所要額を確保するとともに、交付税措置の拡充を図ること。5、特別交付税による十分な措置を講じること。6、被災者生活再建支援制度の拡充を図ること。以上、地方自治法9条規定により意見書を提出します。提出先並びに写しの発送先については記載のとおりでございます。失礼しました。以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。

ご理解を得て議会を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

お諮りします。本案は質疑討論を省略し直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。よって質疑討論を省略し直ちに採決することに決定をいたしました。これより発議第1号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程3 発委第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化
を求める意見書

○議長（埴淵賢治）

日程3、発委第2号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。台蔵征一産業厚生常任委員長。

○4番（台蔵征一）

発委第2号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多目的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。また、森林の整備を進め、木材を積極的に利用して林業・木材産業の成長産業化を図ることは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代森林基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備などさまざまな取り組みを進めてきたところである。今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。1、「森林環境税（仮称）」等を早期に創設し、森林の整備や木質バイオマスの有効利用など、森林吸収源対策を推進すること。2、森林の多面的機能を持続的に発揮し、

林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。3、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。以上、地方自治法第99条の規定により提出する。平成28年9月20日、鹿追町議会議長、埴淵賢治。以下、意見書の提出、それから写しの送付、次のページに記載してあります。どうぞ審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより発委第2号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程4 議案第75号 平成28年度鹿追町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（埴淵賢治）

日程4、議案第75号、平成28年度鹿追町一般会計補正予算第6号についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第75号は、平成28年度一般会計補正予算第6号となるものです。平成28年度一般会計補正予算第6号は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ1億1,955万2千円を追加しまして、総額を88億2,113万7千円とするものであります。補正予算の内容につきましては、歳出

8ページよりご説明いたします。款項目、議会費で旅費で30万6千円、需用費、消耗品で6万9千円、食糧費で1万5千円の合計8万4千円、備品購入費で車両用備品、6万5千円、負担金で8千円のそれぞれ追加、総務費、総務管理費、財産管理費でいずみ野団地分譲地測量調査で426万6千円、使用料で51万3千円のそれぞれ追加、車両管理費の使用料で10万円の追加、農林費、農業費、農業用水事業費の繰出金で簡水会計へ311万1千円、下水会計で55万円の合計366万1千円の追加、教育費、小学校費、学校管理費で旅費で3万4千円、備品購入費で町内4小学校にタブレットパソコン整備で2,413万7千円のそれぞれ追加、社会教育費、図書館費の備品購入費で鹿追ライオンズクラブ様からのご寄附を財源に図書購入で50万円の追加、災害復旧費、その他公共施設・公用施設災害復旧費、その他公共施設・公用施設災害復旧費で今回の台風被害に伴います復旧費といたしまして、需用費、消耗品費で62万8千円、修繕料で1,510万円の合計1,572万8千円、委託料で268万円、使用料で2,261万円、工事請負費で92万円、原材料費で3,897万円、補償補填で497万円の全体で8,587万8千円の追加であります。次に歳入7ページからご説明いたします。国庫支出金、国庫補助金、教育費国庫補助金の小学校費補助金でタブレット整備に調整交付金、2,200万円の追加、款項、寄附金、教育費寄附金の、社会教育費寄附金で鹿追ライオンズクラブ様より図書館図書購入のため、50万円の追加、款項目、繰越金の前年度繰越金で9,705万2千円の追加であります。以上、一般会計補正予算第6号についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第75号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程5 議案第76号 平成28年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（埴淵賢治）

日程5、議案第76号、平成28年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算第3号についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第76号は、平成28年度簡易水道特別会計補正予算第3号となるものです。平成28年度簡易水道特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ3,011万1千円追加しまして、総額を1億6,147万4千円とするものであります。補正予算の内容につきましては歳出17ページよりご説明いたします。事業費、水道施設費、施設管理費の旅費で11万1千円、工事請負費で、高台地区簡易水道施設監視装置改修で3,000万円のそれぞれ追加であります。次に、歳入前ページからご説明いたします。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で311万1千円の追加、国庫支出金、国庫補助金、簡易水道事業費国庫補助金の簡易水道事業費国庫補助金で調整交付金2,700万円の追加であります。以上、簡易水道特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第76号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました

日程 6 議案第 77 号 平成 28 年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（埴淵賢治）

日程 6、議案第 77 号、平成 28 年度鹿追町下水道特別会計補正予算第 3 号についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 77 号は、平成 28 年度下水道特別会計補正予算第 3 号となるものです。平成 28 年度下水道特別会計補正予算第 3 号は、次に定めるところによるものといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 405 万円を追加しまして、総額を 3 億 4,554 万 2 千円とするものであります。第 2 条は地方債の補正変更であります。補正予算の内容につきまして、歳出 25 ページよりご説明申し上げます。管理費、施設管理費、農業集落排水施設管理費の役務費で 55 万円の追加、款項、事業費、個別排水処理施設整備事業費の工事請負費で個別排水処理施設整備に 350 万円の追加であります。次に歳入前ページからご説明します。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で 55 万円の追加、款項、町債、下水道事業債の個別排水処理施設整備事業債で 350 万円の追加であります。次に第 2 表の地方債の補正変更についてご説明申し上げます。21 ページとなります。起債の目的は個別排水処理施設整備事業であり、限度額に 350 万円を追加しまして、補正後の限度額を 1,470 万円とするもので限度額以外の変更はありません。以上、下水道特別会計補正予算第 3 号についてご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 77 号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程 7 認定第 1 号 平成 27 年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について

日程 8 認定第 2 号 平成 27 年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定について

日程 9 認定第 3 号 平成 27 年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定
について

日程 10 認定第 4 号 平成 27 年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定
について

日程 11 認定第 5 号 平成 27 年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認
定について

日程 12 認定第 6 号 平成 27 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算認定について

日程 13 認定第 7 号 平成 27 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳
出決算認定について

日程 14 認定第 8 号 平成 27 年度北十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決
算認定について

○議長（埴淵賢治）

日程 7、認定第 1 号、平成 27 年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について、日程 8、
認定第 2 号、平成 27 年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程
9、認定第 3 号、平成 27 年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程
10、認定第 4 号、平成 27 年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程
11、認定第 5 号、平成 27 年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日
程 12、認定第 6 号、平成 27 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ
いて、日程 13、認定第 7 号、平成 27 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決
算認定について、日程 14、認定第 8 号、平成 27 年度北十勝消防事務組合一般会計歳入
歳出決算認定について以上 8 件、関連がありますので一括議題といたします。本案は、平

平成28年9月2日開催の第3回定例会本会議に議題となり、平成27年度各会計決算審査特別委員会に付託されたものです。その後審査を終了し、議長に対して平成28年9月16日付けをもって審査終了の報告がありました。ここで委員長より報告を求めます。平成27年度各会計決算審査特別委員会、台蔵誠一委員長。

○4番（台蔵誠一）

平成27年度決算審査特別委員会審査報告書、認定第1号、平成27年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号、平成27年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号、平成27年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号、平成27年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号、平成27年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号、平成27年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号、平成27年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について、認定第8号、平成27年度北十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、本委員会に付託された上記議案は、審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（埴淵賢治）

お諮りします。本案は、議長及び議選の監査委員を除く9名の委員による平成27年度各会計決算審査特別委員会で審査されたものでありますので、各認定議件への質疑と討論は省略して、それぞれ毎に採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認め、各議件毎の質疑と討論を省略し、直ちに採決を行います。

認定第1号、平成27年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号、平成27年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号、平成27年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号、平成27年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号、平成27年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号、平成27年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号、平成27年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第8号、平成27年度北十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程15 同意第3号 鹿追町教育委員会委員の任命について

日程16 同意第4号 鹿追町教育委員会委員の任命について

日程17 同意第5号 鹿追町教育委員会委員の任命について

○議長（埴淵賢治）

日程15、同意第3号、日程16、同意第4号、日程17、同意第5号、以上3件の鹿追町教育委員会委員の任命について議題とします。資料配布のため暫時休憩いたします。

[資料配布のため暫時休憩]

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開します。

鹿追町教育委員会委員の任命について3件は議事進行上、一括して説明を行い、議件ごとに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。以上3件について提案理由の説明を求めます。吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

同意第3号についてご説明を申し上げます。鹿追町教育委員会教育委員の任命についてですが、次の者を鹿追町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。住所、鹿追町新町2丁目28番地1、氏名、臼井あや子、昭和26年1月7日生まれであります。提案の理由でありますけれども、臼井あや子氏は28年9月30日をもちまして現委員でありますけれども任期満了となることから、引き続きご本人極めて教育委員として卓越した能力を持っておられるということで、再度、任命いたしたく同意を求める次第であります。履歴等々については配布の資料をご参照いただきたいと思います。同意第4号鹿追町教育委員会教育委員の任命についてですが、次の者を鹿追町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。住所、鹿追町元町1丁目54番地5、河邊美佳氏であります。昭和45年12月6日生まれ。氏についても現在、教育委員でありますけれども28年9月30日で任期満了となるものでありまして、引き続き教育委員として

任命をしたいということで同意を求めるものであります。なお、任期につきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第4条規定により2年とするものであります。次に同意第5号であります。鹿追町教育委員会教育委員の任命についてであります。次の者を鹿追町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。住所、鹿追町笹川北10線6番地7、氏名、戸草勢一、昭和46年1月16日生まれであります。提案の理由であります。鹿追町教育委員会委員に欠員が生じていることからその後任を任命するものであります。任期は前任者の在任期間である平成29年10月1日までとするものであります。経歴等々については配布の資料をご参照いただければというふうに思っております。以上、説明に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（埴淵賢治）

お諮りします。本案は人事案件でありますので質疑討論を省略し直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。これから同意第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は原案のとおり同意することに決定しました。

これから同意第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は原案のとおり同意することに決定しました。

これから同意第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程18 同意第6号 鹿追町公平委員会委員の選任について

○議長（埴淵賢治）

日程18、同意第6号、鹿追町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。資料配布のため暫時休憩いたします。

〔資料配布のため暫時休憩〕

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで提案者の説明を求めます。吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

同意第6号についてご説明を申し上げます。鹿追町公平委員の選任についてであります。次の者を鹿追町公平委員会の委員に任命をしたいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。住所といたしまして、鹿追町緑町2丁目2番地9、氏名、石川修、昭和20年9月23日生まれであります。氏は現在本町の公平委員をお願いしているところでありますが、28年9月26日をもちまして任期満了になるということで、氏の卓越した頭脳等々をさらに公平委員として適性ということで、引き続き公平委員として選任をいただきたいということで提案をするものであります。履歴等については配布の資料を参照いただければというふうに思っています。以上、説明に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（埴淵賢治）

お諮りします。本案は人事案件でありますので質疑討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

これから同意第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで資料配布のため暫時休憩といたします。

[資料配布のため暫時休憩]

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程19 閉会中の継続調査申し出について

○議長（埴淵賢治）

日程19、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長、広報広聴常任委員長、議会運営委員長、基地対策特別委員長、こども園建設等調査特別委員会から、会議規則、委員長から、もう一度、こども園建設等調査特別委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配布の申出書のとおり閉会中の継続調査と申し出があります。

お諮りします。ただいまの申し出のとおり閉会中の継続調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定しました。

ここで町長から発言を求められておりますのでこれを許します。吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

28年3回目の定例議会を閉じるにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。今定例議会につきましては9月2日から本日までの期間をもちまして、予算の補正等々、一般質問、あるいは決算特別委員会等々の各議件につきまして熱心にご審議をいただきまして、全件、ご承認を賜りましたことについて心から感謝を申し上げる次第であります。一般質問ではこども園の関係、あるいはバイオガスプラントの関係、またこうしたさまざまな事業を踏まえての鹿追町の農業の将来展望等々について貴重なご意見をいただきました。私ども執行者としてこれらについてご意見を旨としてしっかりとこれらの成果を達成

するために各種事業の展開を図っていきたい、このように考えているところであります。また、一般会計の補正関係については災害の予算等々の議決もいただきまして、私は今回の災害をとおして、いくつかの反省点と新しい視点を持つての取り組みが必要というふうに考えているところであります。やはり災害に対しては常日ごろの職員等々の訓練と併わせて町民に対しての情報の的確な伝達がどう取れたのか、あるいは今後取るべきなのか。そして本町の今回の災害で受けた被害は自然災害でありますから、想定以上のものがあつたとはいっても、これらにしっかりと備えることが寛容であります。それだけに鹿追の弱さ、国も強靱化ということでの国土に対する考え方を持っておりますけれども、自治体としてもこれらについて、これらを踏まえて行政を行っていく必要があるとこのように痛感をした次第であります。議会の皆さん方、今後におきましてもさらなるご指導をいただきながらしっかりと鹿追町のまちづくりを進めてまいりたいとこのように考えておりますので、よろしく願いをして、まだまだお話すべきことありますけれども、これでご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

これで、会議を閉じます。平成28年第3回鹿追町議会定例会を閉会します。

散会 11時02分